

令和4年6月定例会

委員会会議録

〔 総務文教常任委員会
建設環境常任委員会
健康福祉常任委員会 〕

行田市議会

令和4年6月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（6月17日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時28分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第43号について	4
議案第43号の質疑	5
議案第43号の討論、採決	9
議案第44号について	10
議案第44号の質疑	10
議案第44号の討論、採決	12
議案第45号について	12
議案第45号の質疑	13
議案第45号の討論	14
議案第45号の採決	15
休憩（午前10時05分）	15
<hr/>	
再開（午前10時06分）	15
議案第40号について	15
議案第40号の質疑	16
休憩（午前10時33分）	24
<hr/>	
再開（午前10時44分）	24
議案第41号について	25

議案第41号の質疑	27
議案第41号の討論	30
議案第41号の採決	31
休 憩 (午前11時06分)	31
<hr/>	
再 開 (午前11時07分)	31
議案第42号について	31
議案第42号の質疑	32
議案第42号の討論、採決	33
休 憩 (午前11時15分)	34
<hr/>	
再 開 (午前11時25分)	34
議案第40号について	35
議案第40号の質疑	35
休 憩 (午前11時33分)	37
<hr/>	
再 開 (午前11時33分)	37
議案第40号について	37
議案第40号の質疑	38
議案第40号の討論、採決	41
閉会の宣告	42
閉 会 (午前11時46分)	42
署名委員	43

※

◎建設環境常任委員会（6月15日）

付託案件	45
出席委員（6名）	46
欠席委員（0名）	46

説明のため出席した者	4 6
事務局職員出席者	4 6
開 会（午前 9時30分）	4 7
開会の宣告	4 7
開議の宣告	4 8
議案第40号について	4 8
議案第40号の質疑	4 9
休 憩（午前 9時41分）	5 0
<hr/>	
再 開（午前 9時43分）	5 0
議案第46号について	5 0
議案第46号の質疑	5 1
休 憩（午前 9時47分）	5 2
<hr/>	
再 開（午前 9時53分）	5 2
議案第40号について	5 3
議案第40号の質疑	5 7
議案第40号の討論	7 2
議案第40号の採決	7 3
休 憩（午前10時58分）	7 3
<hr/>	
再 開（午前11時08分）	7 3
議案第46号について	7 3
議案第46号の質疑	7 6
議案第46号の討論、採決	8 0
閉会の宣告	8 1
閉 会（午前11時34分）	8 1
署名委員	8 3

◎健康福祉常任委員会（6月16日）

付託案件	8 5
出席委員（7名）	8 6
欠席委員（0名）	8 6
説明のため出席した者	8 6
事務局職員出席者	8 6
開 会（午前 9時29分）	8 7
開会の宣告	8 7
開議の宣告	8 8
議案第40号について	8 8
議案第40号の質疑	8 9
休 憩（午前 9時46分）	9 3
<hr/>	
再 開（午前 9時48分）	9 3
議案第40号について	9 4
議案第40号の質疑	9 6
休 憩（午前10時40分）	1 0 6
<hr/>	
再 開（午前10時49分）	1 0 6
発言の申出	1 0 6
議案第40号の討論、採決	1 0 7
議案第46号について	1 0 7
議案第46号の質疑	1 0 8
議案第46号の討論、採決	1 1 4
閉会の宣告	1 1 5
閉 会（午前11時15分）	1 1 5
署名委員	1 1 7

総務文教常任委員会

6月17日（金曜日）

令和4年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年6月17日（金曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
議案第41号 行田市税条例等の一部を改正する条例
議案第42号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
議案第43号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
議案第44号 行田市はにわの館条例の一部を改正する条例
議案第45号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例
- 審査日程 **【教育委員会】**
議案第43号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
議案第44号 行田市はにわの館条例の一部を改正する条例
議案第45号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例
議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
- 【総務部】**
議案第41号 行田市税条例等の一部を改正する条例
議案第42号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 【総合政策部】**
議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
- 【議会事務局】**
議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）

○出席委員（7名）

委員長	江川直一	委員	3番	斉藤博美	委員
副委員長	細谷美恵子	委員	4番	香川宏行	委員
1番	高澤克芳	委員	5番	加藤誠一	委員
2番	福島ともお	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

渡邊直毅	総合政策部長
石川学	財産管理課長
横田英利	総務部長
菅原広志	総務課長兼 選挙管理委員会 書記長
吉田明夫	税務課長
小池義憲	教育部長
野口啓司	生涯学習 スポーツ課長
中島洋一	文化財保護課長
新井康夫	議会事務局長

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 それでは、おはようございます。

本日、委員会に皆様ご出席いただきまして、ありがとうございます。

国会も終わりました、参議院選挙がということで、何かと気になるところもあると思えますけれども、相変わらずロシアのほうが、終戦はなかなか見通しがつかない中、コロナのほうは今日は3人ということで、比較的落ち着いているということで安心しております。ただ、梅雨に入ってから、寒かったり暑かったりというのが繰り返されておりますので、皆様も体調管理のほうを十分ご留意いただきまして、健康管理に十分お気をつけいただければと思います。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いをいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

審査については、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

初めに、小池教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○教育部長 おはようございます。

江川委員長をはじめといたしまして、総務文教常任委員会の皆様には、日頃より教育行政に対しましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し

上げます。

さて、本日ご審議賜ります議案でございますが、生涯学習スポーツ課所管の議案第43号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第44号 行田市はにわの館条例の一部を改正する条例、それと議案第45号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例、それに文化財保護課所管の議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）のうち、文化財保護課所管部分の4議案となります。何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

△議案第43号について

○委員長 初めに、議案第43号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長、お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、着座にて失礼させていただきます、ご説明を申し上げます。

議案第43号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の74ページをお願いいたします。

現在の体育施設を管理運営している指定管理者の指定期間につきましては、令和5年3月末をもって終了することになります。そのため、令和5年度からの次期指定管理者の選定について、昨年度より関係部署で構成する検討委員会で検討した結果、体育施設に係る次期指定管理者については、公募の上決定することとなりました。このことを受けて、必要な改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の25ページをお願いいたします。

第2条、第3条、第4条については、用語の整備を行うものでございます。

26ページの第9条、第13条についても同様に、用語の整備を行うものでございます。

その下の第21条は、指定管理者による利用に供さない日等の変更について追加で規定するもので、休館日や利用時間について、事前に承認を受けることで柔軟な運営を可能とするものでございます。

第21条の追加に伴い、27ページの第22条以降については、1条ずつ繰り下げるもので、併せて用語の整備を行うものでございます。

議案書に戻りまして、76ページをお願いいたします。

附則ですが、条例の施行について、公布の日からとするものでございます。

以上、説明させていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第43号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員、どうぞ。

○3番 斉藤委員 議案第43号、第44号、第45号、全てにお聞きしたいと思っていることですが、指定管理者制度を導入して16年ぐらいたっているかと思います。今回、先ほど説明があったように、今まで非公募だったものを公募とすることを検討委員会で決まったということがありましたけれども、まず、今まで非公募であったということですが、指定管理者制度運用方針があります。この中に、要はこういう場合は非公募により選定するというような規定があります。

では、この体育施設ですけれども、12施設含まれていると思うんです。門井球場とか富士見公園庭球場とかいろいろ、12施設が入っていると思いますけれども、どれに当たるから公募しなかったのかってあると思うんです。理由があって公募しなかったわけですから、それを1つお伺いしたいというのと。

今の説明にもありましたけれども、事前に承認を得ることで柔軟にという説明がありました。新旧のほうでも、指定管理者による利用に供さない日等の変更というのができたわけですが、それが今までとどう変わるのか、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。まず、それだけお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 まず、1点目の、これまで非公募としてきた理由はどういうことかというご質疑になりますが、産業文化会館、はにわの館、総合体育館ともに平成28年度から平成32年度までの間の非公募につきまして、それぞれ地域に密着した芸術文化の振興など公益性の高い事業を実施しているため、産業文化会館とはにわの館でございます。総合体育

館につきましては、スポーツの振興など公益性の高い事業を実施しているためということで、スポーツ施設に関しましては、全てそういった理由をもって非公募にしてきたということでございます。

それと、裁量によって、柔軟に利用時間や休館日を変更できるのかということにつきましては、これまで、市の出資法人であって、市からの指導監督を受ける立場であって指定管理施設の利用時間や休館日を変更する際には、市と協議を得るものということになっておりました。これにつきましては、条例もそうですが、指定管理をする間の協定書に基づいて行ってきたものでございますが、今度公募にすることによって、民間等の業者にあった場合には、条例を基にして柔軟な対応ができるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 そのほかありますか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 今、課長が説明してくれましたけれども、私もそう思うんですよ。運用方針の中の非公募とするということの中の、要は3番ですよ。地域に密着した芸術文化及びスポーツの振興など公益性の高い事業を実施している場合は非公募とするということになっていました。今までもそういうふうにやってきたんですけども、では、何ですか。今回、公募にするということは、これが変わったんですか。変わっていないのに公募とするということも、理屈に合わないかと思います。

いろんな団体が使っています。地域のスポーツ少年団の団体など、そういったことから考えても、どう考えてもこれに当たるんですよ。なのに、なぜ公募になったのかというところが、先ほどの説明ですと矛盾してしまうかなと思いますので、もう1度お願いします。

それと、出資法人、今まで産業・文化・スポーツいきいき財団です。今も3月までいきいき財団ですけども、市からの指導が受けられたということです。市がつくった財団でありますから、理事長も市長であるということで、要はそういったところがきちっと市と協議ができてきたということですね。

今度は民間になる可能性が高くなるという中で、そういった今言ったような公益性の高い事業を行うことってあると思うんです、市民体育祭だとかいろいろなのが。そういったときにきちっとこの辺の協議ができるのか、まず1つ。

それと、今度、どういう方法を取りますか。今までは、市と財団の中での協議でしたけれども、今度は民間が自由に時間も変えられるし、要は排除することも可能になってしまうの

か、その辺もう1度伺いたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 まず、1つ目の非公募から公募にしたのはというご質疑につきましては、指定管理者制度の先ほどあった項目のうちの3番目ということで、今まで非公募にしてきたわけですが、趣旨といたしましては、公の施設の管理運営については、民間企業等の創意工夫、ノウハウを活用することで管理経費を削減し、同時に利用者の満足度を上げ、多くの利用者確保を狙いとするものであって、それによりまして、検討委員会におきまして体育施設、産業文化会館、はにわの館それぞれの施設の設置目的や特性を鑑みますと、競争原理が働く形式がさらなるサービス向上や経費削減につながると考えて、公募による選定としたものでございます。

次に、出資法人であれば、議会等のチェック、あるいは民間になった場合と、担当部署との関わり等についての今後についてということですが、地方自治法第244条の2第7項の規定によりまして、毎年、事業報告書を市に提出する義務が、民間になった場合でもあります。それを踏まえて、市が指定管理者についての評価を行う。そして、その評価の結果を市ホームページで公開していくことから、透明性は確保されるものというふうに考えてございます。

なお、事務局あるいは設置者と運営となります指定管理者との間につきましては、今までどおり、その都度協議等についてはしてまいります。休日等の変更につきましても、事前に協議を必要とすることになっておりますので、一方的に指定管理者によって変更されるものではないというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今、課長のほうで、事業報告書を毎年提出してもらおうよということがありますけれども、今まで、いきいき財団、行田市が2億円ほどの出資をしております。出資法人ですから、当然、議会への報告というのが出てくるわけです。今回、民間になりますと当然、民間ですから出資はしませんので、議会への報告というのとはなくなるということだと思いますけれども、そうすると、チェックが1つ外れてしまうかということもありますし、その辺どういうふうに考えているのか、自分たちできちっとそういったチェックができるのか、確認したいと思います。

それと、運用方針を、この3番目というのに当たるわけですよ、依然として。民間にそれを委託すれば、経費削減という方向に走るわけですよ。私が言いたいのは、もうからない、要は利益を上げられない事業というのは必ず発生します、地域との密接の関係で。そういったところはどうか考えているのか、きちんとそのままでいきますかというところです。今、いきいき財団だからやっているようなところもあります。利益を上げなくても、地域に密着した、そういったスポーツ団体との親交ですよ。そういったところが心配なわけで、その辺どういうふうに考えているのか、最後お伺いします。

○委員長 答弁をお願いします。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 公益性の高い事業等に該当するというお話でございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回、議会のチェック等につきましては、経営状況を報告する機会はなくなるということになります。先ほどの答えと重複する部分になりますけれども、事業報告書を市に提出する義務はございますので、それを提出の後、市のほうで評価を行って、それを市ホームページ等で公開をしまいたいということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、先ほど公益の高い事業の関係で、今まで財団であればということでございますが、今後、業者選定をする上において、今請け負っていただいている事業等についても精査して、仕様書等にまとめて行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○教育部長 ちょっと補足をいたしますけれども。

○委員長 どうぞ、小池部長。

○教育部長 先ほど2つ目のほうの部分ですが、市で定めています運用方針、そちらにおいては、指定管理については公募が原則とした中で、非公募の場合のケースとしまして、6ケースが掲載されております。以前は、3番目の公益性という部分で、非公募になっていたところではありますが、今回は市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減という部分で、原則どおりの公募としたところです。

業者を募った場合に、施設によって参入するか否かというところも踏まえまして、21施設を大きく6組に組合せをしております。内容によって、似ているものは、特に体育施設は大きくグループ化しまして、そういった形で、業者が参入しやすいような工夫をして、今後進

めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 市民が一番不利益なのは値上げですね。今、いろんなクラブがやっていますよね、ヨガだとか水泳だとか。絶対、民間が参入するということはそういうところですよ。利益が上がらないものはやっていけませんから、そういったところの値上げを考えていくわけです。そして、削減、こういったのは要らないと、地域の親交は要らない、もうからないということにならないのかという懸念です。

そういったところの、要は協定ってどうなりますか。こと、スポーツクラブって別に民間であるわけです。行田駅前にもありますし、そういったところは民間の運営の方針でやっていけばいいかと思えますけれども、要はこれって違いますよね。今やっている体育施設というのは。そういったところでの話合いの中でどういった基準を設けるのかというのが一番懸念される場所なので、その辺、こちらできちっとつくったものを向こうにのんでもらう形式なのかどうか、お伺いします。最後です。

○委員長 答弁をお願いします。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 今後、先ほども少し触れましたけれども、指定管理をお願いするに当たって、業者選定をする前に仕様書を作成させていただきます。その仕様書の中に管理、あるいは事業等について詳細を定めたものをつくって、選考委員会において確認をし、そしてそれを出していくという形になりますので、その中に、できるだけ市の状況を踏まえてそういったものを記載し、うたっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

そのほかございますか。

〔「発言する者なし」〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第43号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第43号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

△議案第44号について

○委員長 次に、議案第44号 行田市はにわの館条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長、お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 引き続きまして、着座にて失礼させていただきます。

議案第44号 行田市はにわの館条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の77ページをお願いいたします。

本案は、先ほどの体育施設と同様に、はにわの館を管理する指定管理者についても公募の上決定することとなったことから、必要な改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明を申し上げますので、新旧対照表の29ページをお願いいたします。

第4条から第15条は、用語の整備を行うものでございます。

30ページの第16条は、用語の整備を行うもので、その下、第20条は、指定管理者による休館日等の変更について追加で規定するもので、休館日や利用時間について、事前に承認を受けることで柔軟な運営を可能とするものでございます。

第20条の追加に伴い、第21条以降は1条ずつ繰り下げるもので、あわせて用語の整備を行うものでございます。

議案書に戻りまして、78ページをお願いいたします。

附則ですが、条例の施行について、公布の日からとするものでございます。

以上、説明させていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第44号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 はにわの館のほうですけれども、現在の事業としては、グラムが違うものだと思いますけれども、粘土を2種類購入してもらって、来ていただいた来訪者の方に粘土を作ってもらって、焼き上がったものをお届けするというような事業を行っていると思いますけれども、かねてから私も、決算審査特別委員会の中でも、この事業しか考えられないのかと、もう少しいろんな事業をやらないのかというのを言ったことがあると思うんですけれども、依然としてこの事業をずっと続けているわけですね。

今度、もしかしたら、公募の中で民間に移る可能性も出てきますけれども、今やっている財団としては、もうこの事業のほかに何か考えはつかなかったんですか。ずっとこれをやっていますけれども、どうですか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 今お話しいただきました中で、はにわの館のメインとなる事業、はにわづくり体験事業ということで、委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。その中で、埴輪づくりをしながら、近隣の市町村との連携協力を行って、埴輪づくりを体験してもらうための事業協力等をしております。確かに、事業内容としては、先ほどの事業が中心になってきます。あとは、こちらから古代蓮会館のほうへ、開花日の2日ぐらいの中で、希望があった場合は出張して、講座を開催したりということも行っております。

それと、今、コロナの関係で行ってはいないですけれども、火祭りであるとか県民の日、さきたまの秋祭り等に史跡の博物館等と連携して、古墳のにぎわいの感謝デーということで、そういった機会があったときには提供させていただいていると。

それと、粘土を使用して、利用者が埴輪だけでなく、自由に創作した小物等を作成することも行っておりまして、埴輪のPRを図っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、事業的にはずっと依然として変わらず、何か別のものに取り組むということもなかったということでの公募、もしかしたら民間が入ればもっと違うことを考えるのかという、アイデアが出てくるのかという中での公募ですか。

○委員長 答弁をお願いします。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 基本的にはその形で、今できている事業についてを仕様書等にまとめ、そして利用者、指定管理者において、また状況の中で協議が必要になってきたときにはしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第44号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第44号 行田市はにわの館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

△議案第45号について

○委員長 次に、議案第45号 行田市産業文化会館の条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 引き続きまして、議案第45号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の79ページをお願いいたします。

本案は、先ほどの体育施設設置及びはにわの館と同様に、産業文化会館を管理運営する指定管理者についても公募の上決定することとなったことから、必要な改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の32ページをお願いいたします。

第3条から第15条は、用語の整備を行うものでございます。

33ページの第19条及び第20条も、用語の整備を行うものでございます。

34ページの第24条は、指定管理者による休館日等の変更について追加で規定するもので、休館日や利用時間について事前に承認を受けることで、柔軟な運営を可能とするものでございます。

第24条の追加に伴い、第25条以降は1条ずつ繰り下げるもので、あわせて用語の整備を行うものであります。

議案書に戻りまして、80ページをお願いいたします。

附則ですが、条例の施行について、公布の日からとするものでございます。

以上で第45号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第45号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 産業文化会館のほうですけれども、全部同じですけれども、今回から公募になったということで、いきいき財団のほうでやっていたと。いきいき財団ですけれども、行田市が出資法人ということで、5つ、今も来年の3月まで指定管理ということで、そのうちの2つは既に公募していた。今回、新たにこの3つを公募することになるわけですけれども、そうしますと、いきいき財団が持っている全部が公募になるということですから、行田市もこれは責任があります。なぜかといえば、財団を作ったのは市ですから。

そうすると、全部なくなる可能性が出てくると、当然ながらありますけれども、そういった可能性について、市は何か協議がありましたか。今、市の職員も出向していますね、財団の中にいらっしゃいますけれども、そちらのほうの責任もあるわけですよ。理事長は市長でありますし、そういったところの協議というか、話し合いというか、そういう中での公募なのかどうか、お伺いします。

○委員長 執行部の答弁をお願いいたします。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 今後、民間にシフトした場合にというお話かと思いますが、今、いきいき財団につきまして、本市の出資法人であることですので、財団の設立の目的、趣旨に

従って、引き続き指定管理者になれるよう、市として指導していくものと認識しております。
以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 あと、こちらのほうですが、いろいろな事業の報告を受けています。議員のほうもよく分かります。毎年毎年、こうやってきちっと報告いただいていますので。

その中で、貸館事業もあり、協賛事業もあり、そして市がやる事業もあるわけですがけれども、クリスマスコンサート、スプリングコンサート、市がやっています。そして、協賛事業ありますね。地域の事業ですよ、合唱祭、いろんな事業がここに書かれています。こういったところをきちっと今までどおりできるのかと、そこが一番懸念するところです。がらっと全部が貸館事業になるのではないかというところの懸念ですがけれども、その辺の協議、どういうふうにやっていくのか、お伺いします。

○委員長 答弁をお願いします。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 先ほど来、お話をいただいておりますが、今、財団の主催、そして市との共催、市の後援事業等々、数多くの事業を展開していただいている中で、今、仕様書等に、そういったものを精査した中で、これを踏まえて、希望の業者等には全てお渡しをさせていただいて、これまでの事業に損傷のないような仕様書にまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第45号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員、反対ですか。

齊藤委員、どうぞ。

○3番 齊藤委員 では、議案第45号の行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

議案第43号、第44号も同じですがけれども、指定管理者制度自体、公共サービスに導入されること自体が反対ですがけれども、特に産業文化会館で行われる事業ですがけれども、地域に密

着した芸術文化など、公益性が非常に高いと思います。利益の上がない事業も当然やらなくてはいけない、そういう中で営利を目的とする民間がそれをどう実施できるのか、大変疑問だということ。

それともう1点、今まで行ってきた財団に関しても、全てが公募になってしまうということで、市に関係する事業がなくなるおそれもありますし、財団をつくったのは市だということ。理事長は市長であるから、今後、財団の運営への責任ですね、その辺がよく見えません。非常にその辺が、財団をつくった市とこれを任せない市と矛盾を感じたところがありますので、反対とさせていただきます。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第45号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第45号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 05分 休憩

午前 10時 06分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第40号について

○委員長 次に、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）中、教育委員会所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

中島文化財保護課長、お願いします。

○文化財保護課長 議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）の文化財保護費について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の内容について、歳出からご説明申し上げますので、議案書の64ページをお

開きください。

10款教育費、4項2目文化財保護費で511万円の追加であります。文化財保護費511万円は、桜町3丁目地内において分譲住宅の建設に伴い、埋蔵文化財の発掘調査を実施するため、1節会計年度任用職員報酬から13節器具・機材借上料まで掲げる所要経費を計上するものであります。

主なものを述べますと、1節会計年度任用職員報酬から8節費用弁償までは、発掘調査作業に従事する会計年度任用職員の人件費、労災保険料、通勤手当等でございます。

12節発掘測量委託料は、発掘調査現場の基準点測量に係る費用を計上いたしましたものでございます。

13節器具・機材借上料は、発掘調査で使用する油圧ショベル等の借上料を計上いたしましたものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

50ページをお開きいただければと思います。

20款諸収入でございますが、4項1目雑入の文化財発掘調査事務委託金は、先ほど歳出のところでも述べました桜町3丁目地内の分譲住宅建設に伴う発掘調査に対するもので、歳出計上額の全額を財源として見込むものでございます。

以上でご説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第40号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 埋蔵文化財は、どの程度の年代のもので、どのぐらいの広さ、現在分かっているところを教えてくださいませんか。

○委員長 答弁をお願いします。

中島課長。

○文化財保護課長 今回予算計上いたしましたのは、東行田駅のそばにあります林遺跡という遺跡でございます。年代的には恐らく古墳時代の終わり頃から奈良・平安時代にかけての集落の跡と思われます。開発面積は1,405.69平方メートルになっております。ほぼその全面を調査する形になるかと思っております。原則は、住宅の建つ部分と道路の部分という形にはなる

んですけれども。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 場所等は分かりました。ありがとうございます。

511万円の計上ですけれども、この金額で必ず賄えるということによろしいでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

中島課長。

○文化財保護課長 基本的にこの金額で賄えるという金額を積算いたしております。

○委員長 よろしいですか。

○4番 香川委員 はい。

○委員長 次に、どなたかいますか。

加藤委員。

○5番 加藤委員 最初の会計年度任用職員の報酬の関係ですけれども、これは何人で何カ月とかというのは分かれますか。

○委員長 答弁をお願いします。

○文化財保護課長 基本的には11人の方で、プラスアルファで何時間かあるんですけれども、延べ53日間を見込んでおります。

○委員長 加藤委員。

○5番 加藤委員 もう1個だけですけれども、12節に公共施設等し尿収集委託料とありますけれども、これは簡易トイレか何かの、臨時トイレのくみ取りみたいな感じですか。

○委員長 答弁をお願いします。

中島課長。

○文化財保護課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

○5番 加藤委員 はい、了解しました。

○委員長 そのほかいらっしゃいますか。

細谷副委員長、どうぞ。

○副委員長 それでは、幾つか伺います。

発掘調査、行田市はどこを掘っても何か出てくるというような話を聞きますが、発掘する基準というのはどういう基準で発掘をするのが1点目。

その基準というのは、ほかの自治体と同様ですか。例えば、熊谷市、鴻巣市と同様ですか、これが2点目です。

3点目として、このところには分譲住宅用地ということですから、分譲住宅を計画している企業がいるんだと思います。そうしますと、これは費用分担があるのかどうか。511万円が行田市だとすれば、企業のほうが何か出すというところがあるのかどうかを伺います。

また、国と県、どのような分担があるのか。特定財源からのその他ということですが、この内訳も教えてください。

それから、発掘した文化財は今後どうなるのかについて、先ほど林遺跡で古墳時代と言っていますけれども、どのようにその後の処遇をこの文化財がされるのか。

以上、お願いします。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 1点ずつお答えさせていただきます。

発掘調査の基準というのは、基本的には中世より以前の生活の痕跡なり遺物が出た場合は、発掘調査をするということになっております。近世以降については、重要なもの、それは市町村のある程度裁量に任されている部分はあるんですけども、例えば行田市の場合であれば、忍城とか近世でありますけれども、非常に重要なので、そういうものを調査します。例えば、川越市であれば、川越の城下町みたいなものについて発掘をやったりとか、例えば東京でも江戸の町屋敷とか、江戸時代のものであっても発掘をやるケースはございます。

あと、近代、いわゆる明治以降についても、それぞれの自治体で重要な、特に例えば戦争に関係する遺構とかそういうものは調査をやっている自治体がございます。行田市の場合は、特に軍事基地とかそういうものはないので、近代については発掘をほぼやっていない形にはなっております。それは、文化庁が示している基準に基づいてやっているということでございます。

これは、基本的に文化庁が示している基準なので、全国統一でやられているはずでございます。それは、それぞれの自治体でどこまで対応されているか、細かく全部こちらがチェックをする立場ではありませんので、チェックをしておらないですけれども、県のほうがそれはチェックをしているはずでございます。

〔発言する者あり〕

○文化財保護課長 基本的には全部文化庁の指導のとおりやっているはずでございますけれども。

○副委員長 すみません。質疑の趣旨が違っているんですよ。だから、ほかの自治体と同様ですかと聞いているんです。

○文化財保護課長 同様でございます。基準は、文化庁の示した基準に基づいてやっておりますので、それは全国一律のはずでございます。

○副委員長 いや、いいですか、私が質疑しているのです。

今ね、例として川越だったり東京だったりをば一っと出されたんですね。それが、川越は近世だとか、東京は江戸だとか言っていましたよね。本市は、そこはやりませんとおっしゃったので、そこは基準が違うではないですか。ですから、他市と基準は同じですかというのはそこを聞いているんです。

○文化財保護課長 近世、近代については、文化庁が示している基準は、特に重要なものと思われるものについては調査をなささいという以上のものはございませんので、特に重要というのを、その自治体にとってどう判断するかという部分での差異は、厳密に言えばあるとは思いますが。

当市の場合であれば、忍城というのは非常に近世の遺構であっても重要な遺構でありますので、包蔵地として登録をして、調査をしております。文化庁の指導のとおりで、包蔵地として登載するかどうかということは1つの大きい基準にはなるので、包蔵地として各自治体が登載しているものについては、一律の対応をしております。

遺跡のことを行政用語でいうと、埋蔵文化財包蔵地、それを県のほうに届け出るんですね。市町村のほうで、ここは遺跡があるということが確認できる範囲なのでということで。そこについては、法的に規制がかかりますので、それを行田市の場合は忍城の跡の範囲については届け出ておりますので、調査の対象にしております。

○副委員長 最初に全部言ったけれども、話が……

[発言する者あり]

○副委員長 いいですか、私が質疑しているのです。私が理解できないので……

[発言する者あり]

○文化財保護課長 それで、費用的なことですけれども、511万円は分譲住宅の建設業者がすべて負担をします。

発掘調査の費用の負担割合ということのご質疑をいただきましたけれども、発掘調査の費用は全額、私たち職員の給料以外の全額は、開発事業者である業者の負担になります。それは、国とか県とか市の持ち出しの費用はございません。ですから、歳入の雑入で上げている

ものは全部、企業から頂くお金になっております。

それと、発掘した後の流れですけれども、発掘した文化財については、それを整理を行って、復元をして、報告のほうを文化庁に出していくという形になって、それについては別途費用がかかるんですが、それについても企業のほうに、この後また別契約で、掘ってみないと総量とか分かりませんので、積算の上、契約することになっております。

○副委員長 では、再質疑します。

今、伺いましたけれども、1点目の発掘する基準というのは、文化庁が定めたとおっしゃるんですけれども、どうも聞いていると、文化庁が定めた中で各自治体がここが自分のところと、近世はうちはここやったほうがいいですね、いや、古墳をやったほうがいいですね。そういうことで、それぞれの自治体を選んでいくというふうに分かるんですけれども、そういうことですか。

○文化財保護課長 中世以前については、全部の自治体をやっている、全部やりなさいということの文化庁の指導ですので、市町村がセレクトする余地はございません。市町村がそういうセレクトをする余地があるのは、あくまで江戸時代以降の遺跡をどう判断するかということ、確かにそれは重要かどうかという判断は自治体の判断に、文化庁としては重要なものという表現なので、ある意味任されていることになっております。

○副委員長 そうしましたら、今、基準というのでも、中世以前は全自治体に発掘調査せよということであるけれども、それ以外についてはそれぞれの自治体にお任せしますということで理解してよろしいですか。はい、分かりました。

そうしますと、行田市の場合は、先ほど忍城という話も出ましたけれども、この基準というのが中世以前のみならず、行田市独自で発掘調査をしているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○文化財保護課長 近世についてはそういうことでございます。

○副委員長 はい、理解しました。

そして、次の費用分担について、これは全て企業持ちということで分かったんです。それで、また、発掘後の文化財の復元作業の費用とその他もろもろも全部企業持ちということであるんですけれども、これも当該企業というのがもう分かっていることだと思うんですけれども、そういうことで、今まで物が出たというか、ここがそうなのではないかと、遺跡ではないかというふうになったことで、今までの契約が破談になったことというのはあるんです。

ようか。

○文化財保護課長 全てを把握しているわけではございませんが、試掘調査の結果、発掘をやる前に試掘調査といって、本当に遺跡があるのかどうか、そういう包蔵地の中の調査をいたします。それは行政のほうの費用でいたして、桜町についてもしているわけですが、その結果、遺跡があつて、調査でこれぐらい費用がかかりますよというご提示をしたときに、経営的にそれが分譲住宅として難しく、事業を断念するケースというのはございます。

こちら、実は分譲住宅で費用提示を、試掘調査をしたのは去年の11月と、結構早い時期ですけれども、その後、事業者のほうでその事業が成り立つかどうか、かなり思慮されたようで、発掘をして開発をしますと言ってきたのは最近になってからということでございます。そういうケースはすごく多いわけではないですけれども、時折ございます。

今回はどうか分かりませんが、過去のケースとして、最近、分譲住宅の方も、お金の負担をご自身ではなくて、元の土地の所有者さんに、最初の契約でお求めをするようなケースもあります。こちらそのような話を、又聞きですけれども、聞いてはおります。

契約がどちらになるかというのはケース・バイ・ケースですので、今回の場合は多分、事業者である分譲業者等になると予定しておるんですけれども。

○副委員長 最後に、行田市はどこを掘っても出てきてしまうから、何かいろんなことをやるのが大変だというようなことをあっちこっちで聞いたりします。そういう土地柄ということはあると思うんですが、今、文化庁から命じられているのは中世以前の発掘ということでありますので、行田市がそれ以外に、忍城関係とか等々で今後、そういう意味では線引きとか、各自治体独自の部分というものというものの、またその割合とか、そこら辺どのように考えていますか。

○文化財保護課長 近々にその線引きを変える予定はございませんが、課題としてずっと思っているのは、忍城については発掘をやっておりますけれども、忍城のいわゆる城下町に当たる部分についての発掘は、今のところ行っておりません。それについて、川越市とか岩槻市とか、そういった同じ県内の城下町の動向を見ながら、将来的に検討の素材に上がっていくことはあり得るかと思っております。

現在も、機会があれば、まちなかのいわゆる城下町部分で土木工事がある際に、工事の現場、参考までに見せてくださいといった形で時折立ち合わせていただいて、それは全然強制ではなくて、任意でご協力をいただいていることですが、そういう遺跡が残っているのかどうかということについては、少しずつ見て、状況を把握しようとは努めております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 今回は分譲住宅ということで、業者の負担だということだと思います。個人宅ですと、公的な措置が取られて、個人のお宅が払うことはないということで確認と。

あともう1つですけれども、例えば桜町3丁目を掘り起こしたのは業者だと思うんですけども、まず一番最初に見つけるのって業者なのかと思いますけれども、どういう方法で市が知るのか。業者が、何か当たりました、何かあるかもしれませんということで、市に直接連絡があるのか、どういう方法で市が知るのか知りたいのと。

あと、建設業者がもう遅れたくない、要はこれを発掘することによって事業が遅れていくわけですよね。そういった場合、知らせないということも出てくるのではないかと思うんですけども、その辺どうなのか。

それともう1つは、要は調査して、私も以前、忘れてしまったので、もう1度確認したいんですけども、掘り起こすものと埋めておくものとあると思うんです。そのまま現状維持してくださいというのを、何か私、県のほうから聞いたことがあるんですよ。埋めておくという保存の仕方もあるそうなので、その違いがよく分からないので、その辺もう1度お伺いしたいです。

○委員長 答弁をお願いしますけれども、ちょっとお待ちください。かなり外れているところもあるので、答えられる範囲でお願いします。

○文化財保護課長 まず、個人住宅に関していえば、建主さんに負担はない形になっております。もちろん、ただ、当然その間工事は待っていただかなければならなくなるので、例えばそれによって発生した経費とか、そういうものまではご負担はできないということになります。例えば、その間は借家を別に1カ月借りなければいけないので、家賃を補償してくれとかというのはお応えできないという形になります。

それから、遺跡を知る方法ですね。埼玉県のほうで、包蔵地の地図というのを全自治体のを公開しておりますして、業者はそれを見て、開発する土地がそういう遺跡、さっき言った埋蔵文化財包蔵地というんですけども、その地図を見て、遺跡に当たっているかどうかということで、まず照会に来られますし、それが分からない業者については、直接窓口に来られて、うちここを開発したいんですけども、遺跡に当たっていますかということを知ってくる業者は年間1,000件ぐらいはございます。

そういう中で当然、該当しませんとお答えするのが多いんですけども、もちろんその遺

跡の中ですので、ご協議をくださいということで、そこから協議が始まります。それは、開発許可の場合であれば、開発指導課のほうに書類が出るんですけども、それが合議で回ってきて、こちらのほうでそれを見て、これは遺跡の範囲に入っているので、開発指導課を通じて協議をお願いしますということのご伝達をしたりします。

次に、その協議にいらっしゃったときに、まず包蔵地になっているところにピンポイントで細かく開発がありますので、本当にその下に遺跡自体があるのかどうか、広い遺跡内でも空白な部分というのは中にはありますので、そのために行政のほうが費用負担をして、試掘調査といって均掘を何箇所か、その開発地についてはいたします。そういう中で、本当に遺跡があるかどうかというのと、どのくらいの深さに遺跡があるかというのを確認させていただきます。その上で、遺跡がありました。それが工事によって確実にその深さまで掘られてしまって、工事すると遺跡がそのままだと壊れてしまいますという場合だけ発掘調査をいたしております。それが30センチ以上余裕があつて、例えば50センチ掘るけれども、遺跡の深さは1メートルあります。工事をして、50センチもっと深くにありますと、そういう場合は発掘をいたさないで、そのまま保存してくださいということでします。それが、先ほど委員がおっしゃった、そのまま保存するというケースになります。

実は以前、阪神・淡路大震災以前、もう遺跡が出たら全部発掘をなささいという指導だったんですが、阪神・淡路大震災の復興の関係で、壊れない遺跡を掘る必要はないのではないかという開発側の圧力が文化庁にかかりまして、文化庁もそれもそうだなということで、それ以降、全国的に制度が変更されています。

ですから、行田市の場合でも、遺跡が非常に多くて、年間試掘調査って50件、60件やっているんですけども、そういう中で発掘に至るのは10件程度になっております。ですから、遺跡があつても深いので、そのまま保存になりますというケースがあります。ただ、行田市の場合、地盤が非常に悪いので、くいを打たれてしまうケースが多いので、そうしてしまいますと、どうしてもくいが遺跡をぶち壊してしまうので、調査になってしまうというようなケースもございます。

業者が黙ってということですけども、基本的には開発許可、あるいは建築確認といったところで把握ができるので、そこでチェックをしております。それ以外については、法律上は見つけたときには必ず届け出ることということになっているので、届出をいただいているとは思っております。ごくまれにですけども、出てきてしまいましたということをしていただいて、現地に行ったことというのはございます。そこは、こちらでも市内で開発になる全部を、

その場所にその都度行ってチェックはできておりませんので、そういう法律の書類上のチェックを原則としてやっているという形になります。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 今ね、法律上はそうなっているんだけど、業者としては言わなければ言わないでそのまま工事が進んでしまうということがあって、そのチェックというのはできないですか、もう良心に任せるといようなことなのか。要は、地図に当たらなくても、掘ってみたら出るということあると思うんですよ。建設中に出たけれども、もう遅れられないから、そのまま進めてしまえということのチェックというのは市でできるんですかということです。

○委員長 それは答えられる範囲でお願いします。

中島課長。

○文化財保護課長 随時パトロールをしているわけではないので、現実的には非常に難しいですけれども、市内に出たときに、ここ遺跡の範囲なのに工事して、近いところなのに工事しているというところは、極力寄ってお話をして、中を拝見させていただくようにはいたしております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第40号の討論及び採決は、この後審査をいたします議会事務局所管部分の説明及び質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 33分 休憩

午前 10時 44分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、横田総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部各般にわたります事務事業の推進に格別なるご理解と協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第41号、それと第42号でございます。説明につきましては、それぞれ担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、説明に当たりまして、失礼して着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、ワイヤレスマイクを使用の上お願ひいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

△議案第41号について

○委員長 初めに、議案第41号 行田市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

吉田税務課長。

○税務課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第41号について説明を申し上げますので、議案書の66ページをお願ひいたします。

議案第41号 行田市税条例等の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年3月31日付専決処分で改正を行ったもの以外で条例改正が必要となる事項について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、次の3点になります。

1点目は、納税証明書や固定資産課税台帳の証明書等に住所に代わる事項の記載を可能に

するための措置。2点目は、特定配当等に係る課税方式を所得税と一致させるための措置。
3点目は、市民税の申告に係る扶養親族等に関する措置を講じるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の10ページをお願いいたします。

初めに、第11条の4は、納税証明書の交付に当たり、住所に代わる事項の記載を可能にするための措置を講じるものでございます。

次の第26条及び次のページになりますが、第27条の8は、特定配当等に係る所得の課税方式を所得税と一致させるための措置を講じるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

第29条の2は、市民税申告義務に係る配偶者特別控除額の規定を整備するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

第29条の3の2は、給与所得者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有することにより、所得税法上の配偶者控除及び配偶者特別控除の対象とならない配偶者の氏名を記載事項に追加するものでございます。

下段から次のページになりますが、第29条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族を有する者の提出義務を規定するとともに、記載事項に当該配偶者である特定配偶者の氏名を追加するものでございます。

第59条の2及び次のページになりますが、第59条の3は、固定資産課税台帳及び同台帳の記載事項の証明書に住所に代わる事項の記載を可能にするための措置を講じるものでございます。

附則第3条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除期間の延長等に伴う改正でございます。

下段になりますが、附則第14条の3は、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税は、所得税での適用がある場合に限り適用することを規定するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、引用条項を整理するものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

附則第18条の2及び第18条の3は、それぞれの課税の特例について申告方式の選択に係る規定を整備するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

改正前の附則第24条は、附則第3条の3の2を改正することに伴い、削除するものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

第2条の規定による行田市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、令和3年条例第19号の一部改正条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案書に戻りまして、69ページをお願いいたします。

こちらは附則でございますが、第1条は、それぞれの施行期日を定めるものでございます。

次のページになりますが、第2条は納税証明書に関する経過措置、第3条は市民税に関する経過措置、次のページになりますが、第4条は固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上で、議案第41号 行田市税条例等の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第41号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 では、行田市税条例のほうですけれども、理由の中にまず1点目、特定配当等に係る課税方式を所得税と一致させるためということが書かれています。先ほど説明にもごっすりありましたけれども、その部分に関して、今まではどういうことができ、令和4年度の改正からどういうことができなくなるのか。そして、この申告者にどういう影響が出るのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長 第26条及び第27条の8は、特定配当等に係る所得の課税方式を所得税と一致させるための措置ということで説明を申し上げましたが、これは今までと違いますか、現状は上場株式等の配当等がある場合、所得税と個人住民税において、異なる課税方式の選択が可能となっております。すなわち、所得税につきましては申告不要、総合課税、そして申告分離課税の3つの課税方式が選択できる一方、個人住民税においてもそれぞれ3つの選択ができ

ることとなっております。

この改正後は、所得税と住民税のこの課税方式を一致させるという改正でございますが、今までは申告をするときに、所得税においては総合課税をまず選択したとします。その後、個人住民税においては申告不要を選択するというケースが結構あったところでございます。それは、なぜそういったことがあるかといいますと、総合課税にした場合は、配当等による所得も全部所得として合算されるわけですが、住民税におきまして申告不要というのを選択しますと、総所得金額には算定されなくなりますので、例えば住民税の計算のほかに、国民健康保険等の算定において、総所得が変わってくるということがございました。

その後、今回の改正の後には、課税方式、所得税と住民税において課税方式を一致させることとなりますが、影響としましては、別々の選択ができないということですので、例えば確定申告されるときに、どちらにするかというのは納税者のほうでよく選択をする必要が出てくるかと思えます。

これらにつきましては、こういった株式の配当等の金融所得課税と申しますが、もともとが所得税と個人住民税を一体として設計がされてきたことがございます。そういったことから今回、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとした税制改正に伴うものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 今回の説明ですと、要は株の利益ですね。それが所得税と個人住民税で異なる課税方式が今までは取れていたということだと思います。そして、今度のこの改正の中ではそれができなくなると、どちらかに一致させなさいよということだと思います。

それで、お聞きしたいのは、先ほど影響があるよと、ほかにも国保という今説明がありましたけれども、では、住民税の所得、住民税以外に影響を受けるものというのはどういふのがありますか。今、国保だけの説明がありましたけれども、ほかにもどういふものが影響があるのか。

それと、所得税が総合課税、住民税は申告不要制度ということで今説明がありましたけれども、ということは、今までは住民税の税の負担を抑えることができた。それで、この改正によってできなくなったということではないのか。

もう1つ、例えば所得税が申告分離課税で、損益通算とか繰越控除というのがありますけ

れども、それを利用して、住民税が申告不要制度を選択すると、ほかの国保もろもろ費用を抑えることができるということで、今までは、要は有利に節税ができたところ。ところが、今回の改正でそういった節税ができなくなったということなのか、確認させてください。

以上、それ。

○委員長 答弁をお願いします。

吉田課長。

○税務課長 これらの配当所得等に係るものの所得で、国民健康保険のほかに影響があるものとして、介護保険料や後期高齢者医療保険料がございます。

それから、税額のほうは、今までにつきましては、異なる課税方式を選択して、住民税を申告不要にした場合は、既に源泉徴収をされておりますので、税負担というのはそんなに変わらないと思います。5%が今までも源泉控除されておりましたので、その5%のところは申告をしても申告をしなくても、その負担というのは大きく変わらないといったところです。

そして、3点目の今まで異なる課税方式において、節税がされていたのかということですが、その点につきましては、納税者の条件にもよるんですが、トータル、大きいくりで見れば、総所得に算定されない部分があるというところで、有利になっていたというところもあるかと思えます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 では、先ほど国保、介護保険、後期高齢者も影響を受けるというのがありましたけれども、医療機関での例えば窓口負担の割合が3割となる現役並みの所得者に該当するかの判定基準にもこれは関係してきますか、してきませんか、お伺いします。

それと、課長はあんまり負担は変わらないよと言うんですけれども、私はすごく変わると言うんです。ただ、これは仮の利益なわけですよ。それで見たときに、影響を受ける層というのがあると思うんですけれども、より所得が高い層に、今まで節税ができたというところで、きちっとした税金を納めなさいよということなのかなと。

いろいろ調べましたけれども、申告手続の簡素化もありますけれども、税の公平性ですか、そういったところの是正という目的もあるのかなと思いますけれども、その辺どうですか。

○委員長 答弁をお願いします。

吉田課長。

○税務課長 医療機関の自己負担におきましては、総所得金額というところで見れば影響があ

るのかと思います。

課税方式の一致による税負担の関係ですが、ただ、申告方式を一致させるわけですが、税率とかが変わるわけではないです。もともとの源泉徴収とかは変わりませんので、所得の低い人と所得の高い人ではそれぞれ、税率とか、例えば所得税を総合課税にした場合は、所得が多い方は税率は今まで高かったわけです。そういった方は、源泉分離課税にしたほうが有利だと、そういうのは個々のケースでありましたが、その方の所得内容ですとかにおいて、様々なケースがございますので一言では言えませんが、総所得に含まれるかどうかというところは影響はあると考えております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第41号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員、反対ですか。

○3番 齊藤委員 賛成。

○委員長 賛成ですね。どうぞ。

○3番 齊藤委員 議案第41号 行田市税条例等の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。

まず、一般の納税者の所得は、給与だったりとか事業所得、年金が中心なわけですが、例えば所得額を1億円を超えるような富裕層がいます。そういった富裕層というのは、株式などで得た利益だとか、あとは土地、そして株式を譲渡して得た所得が多いと考えます。こういったものはほかの所得と分ける、分離課税を選べば税率が低く抑えられることができました。さらに、所得が多い人ほど分離課税の所得の割合が高いので、所得が安くなる仕組みになるわけです。

今回の税制改正で、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるということで、株式配当や株式譲渡所得への課税を有利な方向へ選択できなくなるということで、よって、富裕層からの税収を適切に課すことにつながると考えます。

よって、この条例案には賛成といたします。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第41号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第41号 行田市税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 06分 休憩

午前 11時 07分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第42号について

○委員長 初めに、議案第42号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

○委員長 菅原選挙管理委員会書記長、お願いします。

○選挙管理委員会書記長 よろしくをお願いいたします。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第42号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の72ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布、施行され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、本市においても国と同様の改正を行おうとするものでございます。

この公営制度における基準の見直しは、3年に1度、参議院議員通常選挙が執行される年

に、その年の社会情勢や経済状況の変化などを踏まえ、行われるものでございます。

このたびの改正は、最近における物価の変動等を鑑み、見直しが行われたものでございます。

それでは、主な改正内容について説明申し上げますので、新旧対照表の21ページをお願いいたします。

第4条第2号、次のページになりますが、アの改正につきましては、選挙運動用自動車の借入契約に係る1日当たりの支払限度額を「1万5,800円」から「1万6,100円」に改めるものでございます。

次の同号イの改正につきましては、選挙運動用自動車に供給した燃料に係る1日当たりの支払限度額を「7,560円」から「7,700円」に改めるものでございます。

23ページをお願いいたします。

第9条及び第10条の改正につきましては、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を算定するための選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を「7円51銭」から「7円73銭」に改めるものでございます。

その下から次のページになりますが、第13条の改正につきましては、選挙運動用ポスターの作成に係る公費支払いの算定基礎となる作成単価の限度額を算出するに当たり、ポスターの印刷費1枚当たりの単価を「525円6銭」から「541円31銭」に、企画費を「31万500円」から「31万6,250円」に改めるものでございます。

その他の条項につきまして、用語の整備を行うものでございます。

議案書に戻りまして、73ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第42号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第42号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今回は、選挙の公営に要する費用の限度額が引き上げられたということで、

お金があってもなくても、全ての人がひとしく立候補できるということを考えれば、こういった費用が引き上げられるのは賛成ですけれども、まず1点目、国政選挙が引き上げられたということで、市長選挙、市議会議員選挙もということですが、その背景というのは何があったんでしょうか。例えば、物価高だとかそういうことが関係しているのかということです。

それと、いろいろ300円だとか140円だとか22銭だとか引き上がっていますけれども、この積算根拠というのは、どういうことでこの金額が上がっているのか。特に、ビラが22銭上がっていても、よく分からないので、枚数でいくとどのぐらい、積算がよく分からないですよ、なぜ22銭なのか、その辺。要は、集まれば1円単位になるんですけども、通貨としては銭というのはないので、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原書記長。

○選挙管理委員会書記長 斉藤委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、1点目の背景でございますが、先ほど冒頭の説明で申し上げましたとおり、このたびの改正におきましては、国の最近における物価高の変動に鑑み行われたものでございます。

続いて、2点目の積算方法についてでございますが、こちらについては国のほうで改正内容を定めておきまして、市長、市議におきましても、国の改正と同様の金額に合わせた関係から、細かい積算までについては、私どものほうで出しているわけではございませんので分かりかねる部分もありますが、国と同額というふうに従前よりさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第42号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第42号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 15分 休憩

午前 11時 25分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総合政策部所管部分の議案について審査を行います。

まず、渡邊総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 皆様、こんにちは。。

江川委員長、細谷副委員長はじめ総務文教常任委員会の皆様には、平素より総合政策部所管の業務に格別のご理解賜り、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第40号の令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）でございます。そのうち、総合政策部が所管する部分でございます。説明につきましては、財産管理課長から申し上げますので、よろしくご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、ワイヤレスマイクを使用の上お願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

△議案第40号について

○委員長 初めに、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）中、総合政策部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石川財産管理課長、よろしく申し上げます。

○財産管理課長 着座にて失礼いたします。

では、ご説明いたします。

歳出から申し上げます。

議案書の54ページをお願いいたします。

2款総務費、1項5目財産管理費で1,167万1,000円の追加でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業のオンラインミーティング環境整備事業に伴うものでございます。

右ページ、説明欄、◎市有財産維持管理費の建物改修工事請負費ですが、本庁舎3階305会議室に新たに可動式間仕切りを設置し、2部屋にするとともに、305会議室と306会議室の間仕切りとして使用している既設のアコーディオンカーテンを撤去し、同様に可動式間仕切りに入れ替えるものでございます。これにより、フロア全体で個室が3つできますので、新型コロナウイルスの流行を背景に増加傾向にございますオンライン会議に対応できるスペースを確保しようとするものでございます。

可動式間仕切りにすることで、必要に応じ部屋の大小を変更することが可能となっております。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、44ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として見込むものでございます。

以上で説明をおわります。よろしく申し上げます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第40号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

福島委員。

○2番 福島委員 それでは、2点ほど質疑をさせていただきます。

まず1点目が、現状、オンライン会議はどうされているのかというところを教えてくださいましたと思います。

もう1点が、財源構成ですけれども、国・県支出金は925万2,000円で、一般財源が241万9,000円ということで、どうしてこういう財源構成になっているのかと、その2点、よろしくをお願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

石川課長

○財産管理課長 1点目、現状、オンライン会議はどういうふうに行っているのかということですが、本庁舎におきましては、主に2階の203会議室、あと3階の307会議室を利用してオンライン会議を行っています。オンライン会議のパソコンの貸出状況を情報政策課で行っていますけれども、直近で見ますと、3月で30件、4月40件、5月50件という状況で、同一時間帯に複数の貸出しもあるということを知っておりまして、会議室の確保が難しいのでこういうふうに行っているということでございます。

2点目のコロナ交付金活用事業についてですけれども、総事業費が交付限度額を上回っているため、財政課において、事業ごとに国庫支出金と一般財源を案分して計算しています。

以上でございます。

○総合政策部長 総事業費に全て国庫支出金を充てますと、執行残が、入札差金とか出たときに返還になってしまいますので、幾分一般財源を充てないというところで、このようにさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 そのほかございますか。

斉藤委員。

○斉藤委員 特段反対する内容でもないですけれども、1,167万1,000円というのはかなり大きな金額ですので、内訳だけ確認させてください。

○委員長 答弁をお願いします。

石川課長。

○財産管理課長 工事費につきましては、専門業者の見積り、県が作成しております積算標準単価表を基に積算しております。

内訳につきましては、ここは天井が高いものですから、足場を造るというので仮設工事、これが出てきます。あと、鉄骨の下地工事です。ここを外しまして、鉄骨が出てきますので、

鉄骨に間仕切りを支える下地工事、これを行います。あと、間仕切りの設置工事です。あと、天井を復旧する工事です。あと、部屋を2つに分けるものですから、電気の配線も替えて、1部屋ずつ電気がつくように、そういう電気設備の工事も入っております。ざっくり言うと、そんな感じで構成されております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）中、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第40号の討論及び採決は、この後審査をいたします議会事務局所管部分の説明及び質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 33分 休憩

午前 11時 33分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局所管の議案について審査を行います。

まず、新井議会事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○議会事務局長 皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、日頃より議会事務局の業務に対しご理解を賜り、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

この後、説明をさせていただきますが、本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

△議案第40号について

○委員長 初めに、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）中、議会事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

新井議会事務局長、お願いします。

○**議会事務局長** それでは、議会事務局所管部分について説明をさせていただきます。申し訳
ございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げます。

52ページをお願いいたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費でございますが、576万円の追加補正を行いたいとするもので
ございます。

右ページ、説明欄をご覧ください。

◎市議会運営費でございます。17節備品購入費の庁用器具費576万円につきましては、新型
コロナウイルス感染症対策として、委員会室等で使用する会議用机24台、それと椅子44脚に
ついて入れ替えるものであります。

詳細を申し上げます。まず、机24台でございますが、議員間の距離を適切に確保し感染リ
スクの低減を図るため、委員会室の会議用机を1人がけで使用する幅の狭いタイプ、サイズ
が1,500というものです。ここのテーブルは1,800です。1,500のタイプに入れ替え、継続事業
となっている委員会室の改修と併せ、全員協議会、議員説明会等を拡張される委員会室で開
催できるよう24台購入しようとするものであります。

実際、会議室、入り口から奥の窓に向かっての距離が狭いもので、ここに1,800のタイプの
机を3台並べることが困難という形で、既存の机が使用できないという状況でございます。
そういった点で購入するというものでございます。

次に、椅子44脚ですが、現在使用しているものは委員会室の布張りでございます。このた
め、アルコールによる拭き掃除等は現在していない状況にありますけれども、これも感染症
対策として、アルコール清掃ができるよう、アルコールによる劣化が生じにくい素材のもの
に入れ替えるものでございます。

また、この費用を賄う財源内訳につきまして、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対
応地方創生臨時交付金から456万6,000円、一般財源から119万4,000円でございます。

以上で、議会事務局所管部分の説明をおわります。よろしく申し上げます。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

△議案第40号の質疑

○**委員長** 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 購入に関しては別にいいんですけども、現在ある机と椅子に関しては、売却するのか、廃棄するのかをお願いしたいと思います。

また、先ほども福島委員が財産管理課のほうで質疑しましたけれども、この一般財源の119万4,000円というのは先ほどの財産管理課と同様で、執行残が出ると返金という形になってしまうということで、一般財源のほうにも分けたということによろしいでしょうか。

以上、2点お願いします。

○委員長 執行部の答弁お願いいたします。

新井事務局長。

○議会事務局長 それでは、2点いただきました香川委員の質疑についてお答えいたします。

まず、既存の机、椅子につきましては、今回、感染症対策として入替えを行うということですので、基本的に廃棄を考えております。ただ、購入する机につきましても、実際、委員会室で使うに当たって、24台では不足する部分もございますので、幅の狭い1,500のタイプも今10台あります。こちらのほうを活用するということも、今回24台とした中の前提にありますので、そちらについては引き続き活用をしていきたいと思っています。

また、ほかの机につきましても、まだ程度はいいですから、ほかの議会で管理しております307会議室、あるいは会派控室等で、その他記者室等でも活用の余地があれば、そちらのほうで古いものと交換するという形で活用も考えております。机のほうは、基本的には活用をしていきたいという形を考えております。

また、椅子につきましては、今回、全て入れ替えるという形でございますけれども、現状ある椅子、レザー張りの赤い椅子が307会議室、あとそこにも使っていないので積んであるんですけども、こちらについては購入後40年以上経過しております。劣化もしておりますので、基本的には廃棄を考えております。

また、委員会室で使っております布張りの椅子につきましては、こちらも先ほど申し上げたとおり、コロナウイルスの感染症対策として、清掃、拭き掃除ができないということもございますので、廃棄あるいは不特定多数の方が使わない、あるいは予備的なところということで、全て廃棄してしまって足らなくなるということも、場合として考えられますので、何台かは予備としてこちらの3階の中に置いておくということを考えております。基本的には、椅子については廃棄という形を考えております。

それと、2点目の財源内訳につきましては、基本的には予算要求の段階で、議会としては事業費全て新型コロナウイルスの交付金を活用しての事業という形で予算要求をしております。

すが、全体の予算を構成する中で、予算を所管する総合政策部財政課のほうにおいて調整が入ったという形でございます。

基本的考え方は、先ほど香川委員のおっしゃったとおり、また、先ほど後ろで聞いていましたので、総合政策部長がお答えしたとおりの内容であるというふうに説明はいただいております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 机のほうは分かりました。

24台は購入で、10台あるということは、全体で34台ということになるわけですか。それでよろしいのでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○議会事務局長 幅の狭い1,500のタイプが24台、既存が10台ありますので、合計34台になります。新しい委員会室に11列で並ぶんですけれども、33台分という形で、議員は20名ですけれども、今度は執行部用という形も含めて、全部が1人がけというような形を取るため、このような形になっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 これは議会事務局で出してきたのかと思うんですけれども、まずこれを決めるときに、議員に提案というか、アイデアといいますか、こういう予算が来るので、何かありますかという提案を求めていたのか、それともどういう経緯でこれにしたのか、事務局で考えたのか、議長に相談なり何なりしたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○議会事務局長 答弁申し上げます。

議員のほうには特に投げかけてはございません。事務局において、コロナ交付金の活用事例等を参考として、議会の備品等の実態を踏まえた上で、活用できる可能性があるという形で事業提案をさせていただいたものでございます。

代表者会議のほうで1度、要求後の報告はさせていただいております。

○委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 いいんですけれども、代表者会議という場がありますし、いろんな議員に提案、投げかければ、それだけいろんなものが出てくると思いますので、それを採用するかしないかは事務局で考えてもらえばいいんですけれども、こういう予算が来ているということは一言言っただけでいいなと思います。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

○議会事務局長 すみません。こういうものがあるので、活用について御意見を伺うという形では代表者会議のほうに出してはおりませんが、事務局のほうでこういった形で予算要求することを考えているという形での段階でご提案をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 よろしいですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）中、議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第40号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日29日の午前8時45分から第1委員会室で行いますので、時間までにご参集願います。

△閉会の宣告

○委員長 本日は、これにて閉会いたします。

午前 11時 46分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 江 川 直 一

建設環境常任委員会

6月15日（水曜日）

令和4年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年6月15日（水曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）
- 審査日程 **【市民生活部】**
 - 議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
 - 議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）**【環境経済部】**
 - 議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
 - 議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）

○出席委員（6名）

委員長	小林友明	委員	2番	木村博	委員
副委員長	小林修	委員	3番	吉野修	委員
1番	高橋弘行	委員	4番	吉田豊彦	委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

吉田悦生	市民生活部長
酒井春彦	地域活動推進課長
今井良和	南河原支所長
江森裕一	環境経済部長
森原秀敏	環境経済部次長兼 商工観光課長
間宮秀昭	農政課長
蓮見宗徳	環境経済部副参事

○事務局職員出席者

書記 田島裕介

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行いたいと思います。

○委員長 これより、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 改めまして、皆様おはようございます。

委員の皆様には、市民生活部の所管事業の推進に対しまして、日頃より格別なるご理解とご支援を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、第6波として感染拡大を続けておりました新型コロナウイルス感染症も、緩やかではございますが減少傾向にございます。本市におきましても、徐々にではありますが、市民の皆様の活動も平時の頃に戻りつつあり、明るい兆しが見えてきております。

市民との関わりが深い市民生活部におきましては、市民の皆様が躍動的に、そして充実した市民生活を取り戻せるよう、引き続きしっかりとサポートしてまいりたいと存じます。

本日は、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）及び議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、市民生活部所管部分につきましてご審議を賜りたいと存じます。説明につきましては、所管する所長及び課長から申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時

はマイクを使用させていただきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第40号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

南河原支所、今井支所長、お願いします。

○南河原支所長 おはようございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、失礼ですが着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）につきまして、南河原支所が所管する部分についてご説明申し上げます。

54ページをお願いいたします。

2款総務費、1項8目支所費のうち、55ページ説明欄の11節水質検査手数料及び14節の3番目、観測井戸設置工事請負費は、南河原支署における灯油流出事故の影響を定期的に観測するために、モニタリング用の観測井戸を支所の西側道路境界付近に設置し、四半期ごとに本年度は3回の水質検査を実施するものでございます。

14節建物改修工事請負費及び空調設備設置工事請負費は、南河原支所の既設の空調設備が灯油の流出により使用できなくなったため、新たにパッケージ型の空調設備を事務室、更生保護サポートセンター、会議室の3箇所各1台設置するものでございます。あわせて、事務室に間仕切りを設置し、省スペース化を行うことにより、空調設備の効率的な使用を図るものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第40号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 おはようございます。

3点ばかりお願いします。

まず1点目は、先ほど西側に設けるというご説明でしたけれども、西側に設ける理由とい
いますかね、東ではなくて、北ではなくて、南ではなくて、どうして西側なのか、最初の質
問です。

○委員長 3つでしょう。

○3番 吉野委員 2つ目は、こういう建物の中のところが漏液したんだと思うんですけど
も、地中に漏出したわけですけども、こういう事例といいますかね、調べてあるのかどう
か教えてください。

それから、3つ目は、この先の収束というか、収め方というか、どういう方向に収めよう
としているのか、検討してあればお聞かせください。

以上です。

○委員長 答弁を求めます。

今井所長、お願いします。

○南河原支所長 まず1点目の、なぜ道路西側に観測井戸を設けるかという点でございますが、
まず流出したところから、その後、土壤調査を行いまして、一番灯油成分が多く出ている地
点を1点、現在1つ井戸をつくっております、流出地点からそちらの観測井戸をつかった
ところのさらに下流側、水の流れが恐らくそちらに流れているであろうというのが西側とい
うことで、そちらへの広がり等を観測するために、西側道路付近境界ぎりぎりのところに観
測井戸を設けようとしておるところでございます。

2点目の地中に漏れた事例等についてなんですけれども、現在こちらについては東部環境
管理事務所、埼玉県にご報告、ご指導を仰いでいるところなんです、そちらで伺った限り
ですと、そのような事例もあるが、実際に埋め替えをしているとかということはないと伺っ
ております。

3点目の収束の仕方なんですけれども、現在調査を合わせて進行しているとともに、1つ
設けました観測井戸でも微量ながら灯油成分が出ておりますので、そちらを回収し続けるこ
とで灯油の回収等については進めるということで、現在、東部環境管理事務所ともお話をし

ております。

以上でございます。

○委員長 いかがですか。

どうぞ、吉野委員。

○3番 吉野委員 収め方なんですけれども、こういう建物の下のところに漏液したような感じになっていて、そういうものってなかなかやっかいというか、面倒というか、建物を壊さない限りは全部回収はできないかと思うんですけれども、調査をされていてあまり周囲の環境に影響がなければすごくいいんですけれども、そこら辺は周辺に不安がいかないように、ぜひ対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 今のは要望でよろしいですか。

○3番 吉野委員 はい、結構です。

○委員長 分かりました。

ほかには質疑いかがでしょうか。

どうですか、よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 41分 休憩

午前 9時 43分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第46号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

地域活動推進課、酒井課長、お願いします。

○地域活動推進課長 おはようございます。

申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、地域活動推進課所管分についてご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

2款1項13目自治振興費でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、新たにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されたことに伴い、同交付金を活用して原油価格・物価高騰等への対策を実施するための所要経費について計上したものでございます。

詳細につきましては、右ページの説明欄の◎防犯対策費でございますが、自治会が設置いたします防犯灯につきまして、今般の社会情勢により電気料金の大幅な値上げが実施されておりますことから、値上げ分に係る補助金を支出するための不足額を計上するものでございます。

以上、議案第46号の地域活動推進課部分の説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第46号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 お世話になります。

この補助金の積算の根拠というのはどのような形で積み上げられたのか、教えていただきたいと思えます。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 ご質問にお答えいたします。

当市で、5月に毎月払いの自治会を抽出して4自治会から、また1年間一括払いの自治会を5自治会抽出いたしまして電気料金の調査を行いましたところ、毎月払いの自治会の上り幅が119%から136%ございまして、また1年間分の一括払いの自治会の上り幅につきましては139%から143%でございました。

以上のことを踏まえまして、今後、値上がり幅の上振れ分も想定いたしまして、増加率を

150%として増額分の積算を行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

いかがですか、木村委員。

○2番 木村委員 ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 47分 休憩

午前 9時 53分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。

委員の皆様には、日頃より環境経済部の事業に対しまして多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、補正予算に関する内容につきまして説明を申し上げます。何とぞ審査のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

これより議事に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくよう併せてお願いをいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第40号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、農政課、間宮課長、お願いします。

○農政課長 農政課でございます。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）の所管部分につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、58ページをお願いいたします。

初めに、6款1項農業費の3目農業振興費の追加補正でございます。

右側、59ページの説明欄をお願いいたします。

◎農業振興費の18節水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金でございますが、これは麦・大豆の需要を捉えた生産性拡大と収量・品質の高位安定に取り組む産地に対しまして、団地化の推進や新たな栽培技術及び農業用機械等の導入を一体的に支援し、産地の生産体制の強化、収益性、生産性の向上を推進するものでございます。

補助率は、団地化の推進及び先進的な営農技術の導入につきましては定額補助、生産効率化に向けた農業用機械等の導入については経費の2分の1以内でございます。

事業実施主体は、市内2事業者で構成する団体で、団地化の推進を図る営農管理システムの導入、先進的な営農技術として湿害対策技術の導入等及び生産効率化に向けた農業用機械等を4台導入することについて補助するものでございます。

当該団体が、国事業である水田麦・大豆産地生産性向上事業を要望し、採択を受けたことから補正で対応するものでございます。

58ページにお戻りいただきまして、次に6款1項4目園芸振興費の追加補正でございます。

こちらは、コロナ禍が続く中で自粛要請等により多くのイベントや学校行事などが中止となり、花卉の需要が減少しております。この影響を受け、減収となっている花卉農家の事業継続を支援するもので、市内の花生産者から花を購入し、浮城の径を花で彩るとともに、忍城址やヴェールカフェ周辺に花のフォトスポットを設置するものでございます。

また、花手水ライトアップイベント「希望の光」と連携することにより、市民及び観光客に訪れていただき、地域のにぎわいの創出を図るものでございます。

右側、59ページの説明欄をお願いいたします。

◎園芸振興費の主な予算の内容といたしましては、10節消耗品費は、花苗等の購入費を措置するものでございます。

12節デザイン作成委託料は、花の装飾デザインの作成や装飾作業に要する経費、その下の物品作成委託料は、フォトスポット用設置台などの作成費、その下の施設管理委託料は、花の水やりなどの管理を措置するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、46ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目農業費県補助金の追加補正でございます。

右側、47ページの説明欄をお願いいたします。

水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金は、歳出計上額の全額を見込むものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 続いて、商工観光課、森原課長、お願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）において、商工観光課所管の事業についてご説明させていただきます。

歳出からご説明させていただきますので、議案書60ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工業振興費において1億3,554万1,000円の補正をお願いするものでございます。

こちらに掲げた事業は、昨年度に引き続き実施するものでございますが、内容を説明させていただきますので、右側、61ページの説明欄をご覧ください。

◎商工業育成振興費、11節郵便料は、18節にございますスマートフォン購入費補助金に係る交付・不交付決定通知書の発送に係る郵便料でございます。

その下の手数料につきましては、交付が決定された申請者の方に補助金を振り込むに当たっての振込手数料でございます。

その下、12節キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料は、消費喚起による地域経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として国が進めております新しい生活様式としての普及の促進を目的としたものでございます。

事業内容につきましては、おおむね前回と同様でございますが、改めてご説明申し上げます。

本事業は、還元対象のコード決済等による支払いを導入している市内の対象店舗におきまして、スマートフォン等を利用した支払い時に決済金額の20%相当のポイントが付与されるものでございます。ポイントの還元は、利用1回につき2,000円相当のポイント還元を上限とし、1決済事業者当たり、当該事業者の利用期間中のポイント還元相当額の上限を1万円とするものでございます。

事業の実施期間は、4つの事業者を予定しておりますが、本年9月から12月までの4カ月間で、各決済事業者一月単位での実施を予定しております。前回の実施時におきましては、12月と1月の2カ月間を2つのグループに分け、前半の1カ月間を1事業者にて実施、後半の1カ月間を3つの決済事業者合わせての実施といたしました。今回の実施におきましては、1事業者ごと一月単位での実施とし、ポイント還元を受けられる機会を増やすことでさらなる消費拡大を図ろうとするものでございます。

ポイント還元の対象となる店舗ですが、既に決済事業者によるコード決済を導入している店舗については、特に申込みを必要とせず対象店舗となります。店舗に対するお知らせにつきましては、各店舗がそれぞれ導入している決済事業者より直接事業開始のご連絡をさせていただきます。また、これまでキャッシュレス決済を導入していない店舗が新たに導入を希望される場合には、その店舗が選択する決済事業者に直接お申込みをいただくことで、新たに対象店舗として登録されるものでございます。

なお、キャッシュレス決済の利用に当たっては、決済事業者共通の規定により、医療機関、介護施設、保険・鉄道・行政サービス料、金券やチケットの購入は適用外でございます。

委託料であります1億3,350万2,000円の内訳につきましては、今回のキャンペーンでの参加を予定しております4つの決済事業者より、本市における登録店舗数や消費動向などを基に見込みとして示されたキャンペーン実施期間中における各社ポイント還元額の合計1億2,393万円のほか、ポイント還元に係る決済事業者へのシステム使用料337万7,000円、店舗への対応や周知に関する広告のほか、利用者や店舗からの問合せに一括して対応するコールセンターの費用などの事務運営委託費619万4,760円となっております。

今回のキャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、各社の見込んだポイント還元額どおりに利用がなされた場合、逆算しまして、約6億2,000万円の経済効果がもたらされることとなります。

参加店舗数については、前回の実施では4つの決済事業者延べ合計で894店舗の参加をいただいたところでございますが、今回の実施では、キャッシュレス決済のさらなる推進を目指

し、全体で1,200店舗の参加を目標としております。

なお、本事業への参加を予定している事業者につきましては、キャンペーンの実施前の段階で、社名や各社ごとの事業規模の公表はしてはならないという秘密保持契約を結んでおりますことから、個別名称を初め、決済事業者ごとのポイント還元額の詳細等、ここで申し上げることはできませんことを、申し訳ありませんがご了承いただきたいと思っております。

続きまして、18節スマートフォン購入費補助金についてご説明させていただきます。

本事業につきましては、国を初めとするデジタル施策の推進に伴い、スマートフォンを活用した様々なサービスが普及している中、スマートフォンの保有率が相対的に低いとされており、高齢者の方々を対象として、スマートフォンの購入費用を補助するものでございます。

対象者につきましては、無線通信機能を有するスマートフォンを初めて購入する方、または、いわゆるガラケーでございます。ふューチャーフォンからの買い替えをされる令和4年度中に65歳を迎える方、もしくは65歳以上の方で、市内外を問わず、携帯大手3社の店舗にてスマートフォンを購入し、かつ店舗で開催されているスマートフォン教室または今年度から市が公民館で開催しているスマートフォン講習会を受講され、LINEなど市公式のSNSまたはメール配信に登録していただいた方に対しまして、本体購入代金の3分の2、1万円を上限に補助を行うものでございます。

本事業では、利用対象の見込みを200人としており、補助金の対象となる購入期間を本年4月1日から来年2月12日まで、申請期間については本年8月1日から来年2月17日までを予定しております。

参考までに、令和3年度に実施した同様の事業の実績を申し上げますと、1,000件の申請を見込んでおりましたが、それに対する申請件数は241件でございました。スマートフォン購入価格の平均額は約3万円でございます。3万円以下の機種が申請件数全体の5割強を占めております。そのうち、販売店からの聞き取りによりまして最も購入が多いと想定しておりました2万円以下のスマートフォンの購入費は、全体の241件のうち94件でございました。

続きまして、3目観光費についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、右側、説明欄記載の◎観光事業費、行田おもてなし観光局補助金に係るものでございます。

事業の内容でございますが、本市を目的地や経由地とする市外発着の団体型旅行を催行す

る旅行事業者もしくは貸切りバスを利用した行田市内の鉄道駅受けの着地型市内周遊旅行を
催行する旅行会社に対し助成金の交付を行うことで、本市への来訪を促進し、市内経済の活
性化を図るものでございます。

実施主体は、本事業の推進に当たり高い専門性を有する一般社団法人行田おもてなし観光
局とし、各旅行事業者に広く本助成制度の利用を働きかけ、本市を目的地や経由地とする団
体型旅行の企画造成を促していくものでございます。

助成金の対象となるのは、日本旅行業協会や貸切バス旅行連絡会が策定する新型コロナウ
イルス対応ガイドラインに基づき適切に実施される旅行に限定し、市内での食事や有料施設
への入館、土産物店への立ち寄りや宿泊などを工程に組み込んだ旅行商品であることが条件
となります。

予算額2,800万円の内訳でございますが、観光客1人当たり2,000円を催行実績に応じて交
付するもので、その誘客人数を1万3,000人と見込んでおります。その他、人件費を初めとす
る経費に200万円を見込んでおります。

助成の対象となる催行期間につきましては、本年7月1日から来年3月12日の期間内に催
行する旅行に対して助成を行うものでございます。

続いて、歳入について申し上げますので、議案書の44ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨
時交付金を財源として見込み、実施するものでございます。

以上で議案第40号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げま
す。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第40号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、何点か、まず園芸振興費の968万円について何点かご質疑をさせ
ていただきたいと思っております。

まず、これは先ほど歳入の説明がありました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨
時交付金、これの今回の目的は、物価上昇とか、それから電気を含めた、ガソリン含めたそ

ういうふうなインフレ等の中で、国はこれを進めたと私は聞いておるわけですが、それに相違ないですか。まず確認させてください、歳入に関して。

○委員長 江森部長、お願いします。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

この議案第40号の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はこれまでのものをごいまして、物価上昇分の交付金を活用していますのは議案第46号分になります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今回、行田市にはコロナ対策ということで2億7,000万円ほどの国からのお金が出ていますよね。この園芸に関しては、その物価対応とかということではないということであれば、従来の流れということであります。

すると、本会議の質疑で私やらせていただいていたんですけれども、今回の対応が、売上げが30%減少していることなのでということでやったということだったんですけれども、そうすると2点ほど聞かせてほしいんですけれども、35件とかという話だったと思うんですね、本会議でも質疑したときに。すると、1件当たりが27万6,000円に当たるかな。この総額からいくとですよ。総額を35件で割ると1件当たりそれぐらいの対応の金額になると思うんですけれども、ほかでも市内においては、小売業者も含めて30%売上げを落としているのはもうほとんど普通であると。そういう中で、まず園芸業者のみ2回目ということであるから、どうしてここだけを2回目もここに絞ったのか。30%売上げ減少のためで困窮しているんならば、園芸業者以外にも相当業種はあります。どうして園芸業者のみ2回目もここにしたのか、その説明をひとつお願いいたします。

○委員長 答弁を求めます。

間宮課長、お願いします。

○農政課長 お答えいたします。

なぜまた園芸業者の支援なのかということでございますけれども、コロナ禍の影響により減収となっている花卉農家の事業継続を支援するというもので間違いございませんが、今後もコロナの影響を注視しながら、各部署でそれぞれの支援策を積み上げることで、市全体の支援としての均衡といいますか、公平性を保ってまいりたいと考えておりますので、今回、農政部局ではこの花卉農家の事業継続支援としたものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今の答弁の中で、それであればそういう検討の中で他のことも考えたというふうなことかと思う。何かこれについて、この園芸業者以外でもこういうことも救済が必要かというのはお考えになったんでしょうかね。その中で園芸業者を最終的に選んだと捉えてよろしいのか、いや、初めからもうこの園芸業者で決めているということだったのか、農業者も大変困窮していることもあると思うので、そこら辺のところをしっかりと捉えてください。

○委員長 今、高橋委員のお尋ねは、この農業関係だけでなくして、全庁的な関わりの中でどんな話合いがなされておったかということをお聞きになるということでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 農業者も入れてという話でございましたので、すみません。

○委員長 いかがですか。

どうぞ、部長、お願いします。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

これまでもコロナの臨時交付金を活用して、環境経済部として数々の支援策を重ねてまいりました。今回の議案第46号に関係してしまう部分もあるかもしれませんが、物価高騰分も含めて、環境経済部内の主に農政課と商工観光課が中心でございますが、たくさん施策としてはアイデアといえますか、数は幾つも検討いたしております。また、現在も検討中でございます。先ほど農政課長も申し上げましたが、この1点だけ取ると花卉農家だけだという印象に捉えられてしまうかもしれませんが、ほかの施策をいろいろ講じることで、全体のバランス、均衡を取っていくという考えの下に実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 いかがですか。

高橋委員。

○1番 高橋委員 別で、園芸関係でもう1点だけ聞かせてください。

デザイン作成委託料70万円ありますね。この内訳、どういうふうなものでこのデザイン作成の委託料が70万円と決まったのか、積算根拠を聞かせてください。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

デザイン委託料の70万円につきましては、フォトスポットのデザイン委託料ということで、市内にございますテクノ・ホルティ園芸専門学校ですね、そちらへ委託を考えておりますが、年度内でトータル7回のデザインを考えておまして、1回当たり10万円に7回を掛けて70万円と積算しております。

以上でございます。

○1番 高橋委員 1回当たりですか。

○農政課長 7回デザインを変える予定がございまして、それで1回当たりが10万円を……

○1番 高橋委員 10万円ね。

○農政課長 はい、10万円で、合計70万円で積算しております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

〔「別な項目でよければ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 少々お待ちくださいね。

ほかの委員の皆さんいかがですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 そうしたら、高橋委員、引き続きどうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、次の商工業育成振興費のキャッシュレス決済について聞かせていただきたいと思います。

前回のお話が本会議場でも出ていたかと思うんですけども、私もメモですので、間違えていたら直していただきたいと思います。

前は12月が17.3%、それから1月が82.4%とご説明があったと思うんですね。ならして約50%予算消化。それだけしかできないのに、今回また同じ金額を含めて同じようなことをなぜやるようになるのか、そのところをまず最初にご説明いただきたいと思います。

○委員長 森原課長、お願いします。

○商工観光課長 ご説明申し上げます。

確かに高橋委員がおっしゃるように、12月が17.3%、これは1キャリアで実施したものでございます。1月については、3キャリアの平均が82.4%、全体でならずと50%に満たない数字ということで、これは非常に全体をならした中では低いかという感じはするんですけども、実はこの12月に実施したキャリアについて、それぞれ先ほど説明の中で申し上げたよ

うに、ポイント還元の見込額というのを業者により算定するんですけども、これはその1キャリアの事業者でどのくらいの加盟店舗が市内にあるのか、また消費動向というのが我々では想定がつかないという事情の中で、それぞれのキャッシュレス決済事業者がそれらを見込んでポイント還元額の想定予算を出していただくんですけども、この12月に実施したキャリアにおいて、この見込み誤りがありました。大型店を含めずに実施したキャリアでございますが、実は大型店を含めて算定したところ、2億円を超えるポイント還元額が発生してしまうということで、急遽小規模店舗で見直しを依頼しまして、そうしたところ、たしか約6,000万円ぐらいだったと思うんですけども、ごめんなさい、手元に数字がないので、結果として1,000万円弱のポイント還元額だったということで、これは見込みが甘かったというのは非常に申し訳ないことだと思っております。

今回の実施につきましては、こうした反省点を踏まえまして、1カ月で1キャリアごとに実施する中で、前回の消費動向等も含めて適切な予算措置をされた中での実施となりますので、前回を超える予算の消化率といいますか、消費動向の上昇は図れるものと考えております。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、今の答弁の中で確認させてください。大型店というお話がありましたね。そうすると、市内ではスーパーマーケット等を含めたそういう大型店、これはキャッシュレスということで業者として入っているんですか。加盟しているのかどうか。加盟してなければ、大型店を入れてもしょうがないですよね。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 正確な加盟店舗数というのは公表は行っていませんけれども、前回実施した際には、12月に実施したキャリアは大型店は除きました。ちなみに、この12月に実施したキャリア、まあ皆さんもご存じなので、名前を申し上げますとPayPayなんですけれども、PayPayについては今も熊谷市で実施しております。そちらについては、大規模店舗、大型店を入れた実績が、過去に実施したもので見ますと、千葉県の市川市のみで実施した。そうしたところ、予算があつという間にオーバーしてしまいまして、開始から僅か1週間たたないうちに早期終了してしまったというのがございまして、ほとんどの自治体が小売店のみで実施しております。

1月に実施したものは大型店を含めて実施しましたが、報告によりますと、市内の大型店で普段の買物に皆さんが使うスーパーですね、ベルクとかヤオコー、そういったところで見ますと、行田市内だとヤオコーはキャッシュレス決済は行っていないという報告を受けております。ほかの大型店舗は、おおむねこのキャッシュレス決済の流れに乗ってこの決済システムを導入しているということで報告を受けております。今回の実施につきましても、4事業者のうち1事業者を除いて大型店を含めての実施を予定しております。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今の中で確認ですけれども、そうすると、スーパーの名前が上がったけれども、使えるお店はスーパーでも使えるという前提でいいんですか。それとも、スーパーは外しているんですか、今回は。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 1事業者については大型店を含まないでの実施でございますので、外します。残りの3事業者については、スーパー等の大型店も含んでの実施となります。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それで、私、本会議でどういうポイントが使えるんですかということで、ポイントサービスを教えてくださいということで質疑しましたら、その答弁がなかったんですね、それについて。改めてここで聞きたいんですけれども、今、1業者含め、他のところというお話がありました。実際は、ポイントサービスを受けられるところは、P a y P a y 以外にはどういうところでやっているんだか教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 その他事業者の名前は申し上げられませんが、前回同様にご認識いただければと思います。

ポイントにつきましては、これはどういうふうに見えるかというのではなくて、買物をするたびにその利用者に対してポイントが付与されるものでございまして、そのポイント還元相当額を次のお買物にご利用いただけるというシステムでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、前回のことを参考にして確認をしているんですけれども、例

例えばいろいろなカードをお持ちですね、今はね。そのカードによってポイントサービスが受けられます。すると、この間、本会議の質疑では、同じ人が何回使っても、カードが違えば使えるということですね。今回4カ月ということで、4決済会社が違うという形ですね。そうすると、例えば今、楽天ポイントだとか、P a y P a yだとか、Tポイントとか、P o n t aとか、dポイントとかあります、いろいろなポイントがね。それをみんな持っている方は、その都度その都度これで利用できるということによろしいんですかね。お願いします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 ポイントといいますのは、これはスマートフォンなどの端末機器を導入しての決済でございますので、一般的なP o n t aカードですとかもろもろのクレジットカードですよ、それでの買物については、この事業とはひもづいてはおりません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 昨年、前回これについて大変不都合があるなと思って確認したんですよ、実際あった話。1人のお客様がカードを何枚も持っていて、ポイントカード、その都度その都度、要するに2カ月の中で使っていったんですね。そうすると、今回だと最高だと1万円ぐらいがついてきてしまうかな。本来1枚だけだったら2,000円分のポイントきりつかないですね。すると、1人の人が1万円もポイントが稼げるという、持っていることによって。そういう現象が前回あったんですよ。だから、私はね、カードを幾つか持っているお客さんは、スマホで持っているお客さんは、その都度その都度1万円までどんどん使えていってしまうんですよ、1回で。これ現実にあったんですね。それが今回はどういうふうになっているのか、そういうふうの一部不公平が出てくると思います。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 繰り返しになってしまうんですけれども、カードを利用したののポイント還元というのは一切対象になっておりません。これはスマートフォン等の機器を利用したの買物ですので、カードのポイントには全くひもづいてはいないものと認識しております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それはもう一度私のほうで調査いたします。というのは、実際、前回2カ月の中でその現象がありました。今、カードは使えないということになると、なおさら私としては、大体今流通の中で6割から7割がクレジットカードなんですよ。残りの3割から4

割がこのような P a y P a y ですね。ということは、まだまだ全体の売上げシェアの中からすれば、このところはまだ小さいんですよ。多く見ても4割ぐらいしかない。そこにどうしてこんなに、この事業にこだわっているのか、そこら辺が分からないですけれども、もう一度そこら辺のところを要するに教えていただけませんか。ひとつお願いします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 申し上げます。この事業の第一の目的というのは、まちにお金を落としてもらう、市内の方にお金を落としてもらう、経済を回すための事業でございます。今高橋委員がおっしゃったように、確かにカードが占めるシェアというのはまだまだスマートフォン等を利用したキャッシュレス決済よりも上回っておりますが、カードで買物をしたとしても、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済のようなポイント還元というのはございません。確かにポイントはつきますが、この買物額に対して20%ないし30%のポイントがつくという仕組みは、各社カードがございまして、そういったものはこれまでも実施されております。今回は、実施する事業に当たっては、そのポイント還元額の受ける有益性というんですかね、そういったものを消費者の方々に実感してもらうことにより、行田市で買物をさせていただいてまちにお金を落とす仕組みということでございます。

また、このキャッシュレス決済につきましては、県や国もスマートフォンを利用したキャッシュレス決済というのを推進しておりますし、今年度、埼玉県においては各埼玉県内の、行田市も含め、全ての商店街の組合を訪問して、そこで各店舗にキャッシュレス決済機の導入を促すという取組を実施する予定でございますので、そういった背景からも、今後のキャッシュレス決済の推進に当たり必要な事業ということで上程させていただきました。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今の説明を聞くと、一番底に大きな穴が私はあると思うんですよね。というのは、要するに行田市で買っていただけるんならば、それは経済的な問題がある。しかし、利用できる1万円に対して10%の還元は、行田市民以外の人でもできるんですね、利用できるんです。だけれども、コロナの今回の対策は、地元対策なわけですよね。行田市民に対してこのコロナの地方創生は出てきているわけ。行田市に対してですよ。そうすると、できる限り行田市民が対象にならなければ、この間の質疑ですと、市内の店舗数は約300店舗ぐらいという答弁だったかということですよ。だけれども、実際は1,000店舗以上ありますよね、市内では。小売店のみが300店舗ぐらい。それで、結局そうすると、この1億3,000万円

のコロナの費用が行田市民以外でもこの恩恵があると。ここが私は問題であるのかということになるんですね。そうすると、ほかにもこういうことに対して何か考えが及ばなかったのかどうか含めて質疑をさせてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 先ほど高橋委員からご指摘いただいたものについては、過去の新聞報道等でもそういった指摘がされる中で、議論を呼んでいる議題の一つだと思うんですけども、あくまでも今回のコロナウイルスの交付金の使途というのは、コロナウイルスにより落ち込んだ地域の経済の活性化というのも一つの目的としている中で、市内、キャッシュレスの登録数は1事業者当たり平均して300店舗なんですけれども、そういったところにお金を落としてもらうことによって市内の経済を活性化するという目的では、そこでお金を落とす方が市民の方であっても市外の方であっても目的は達成すると思うんですね。そういったところでの事業を実施することにより、目的である市内経済の活性化を促すという方向で考えてございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、質疑から外れるか分かりませんが、行田市以外でもやっていますね、これね。中には20%でなくて30%というところもあるんですね、30%還元。それで市内の業者でということでもありますよね。だったら、そういうふうなお考えであるならば、市内の業者を使うというんならば、どうなんですか、そういうところは考えませんでしたか。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 前回ご指摘いただいたように、この1億円を超える事業費を使うという中で、確かに実施の検討段階においては30%ということも考えました。しかしながら、これは別の議案になるんですけども、プレミアム付商品券を実施するに当たって、そちらは30%ということで実施しております。これは、たとえ20%と設定したとしても、一定の効果というのは生み出せると考えまして、前回同様に20%の設定にしたものでございます。

仮に30%にしますと、さらなる予算というのを積み上げることとなりますので、予算のバランス等も考えまして20%が適当ではないかと至ったものでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、別なところで、先ほど経済効果を言いましたね、6億2,000万円でしたっけ。そうすると、経済効果は6億2,000万円を説明できるんならば、これをやらない場合の経済というのはどれぐらいを見込んでいたんですか。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 やらない場合の経済というのは、数値には出せないと思っています。現状で行田市内の商店でどのくらい売上げがあって、現時点で例えば月当たりどのくらいの経済効果が上がっているというのは、すみませんが、データとして取っておりません。あくまでも実施したことにより生み出される経済効果ということでご説明差し上げたものでございます。以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 一般的には、こういう事業を行う場合は、対比ということで、これをやるからこれだけの効果があるんですよ、だからやらせてほしいということであれば、私は理解できるんですね。商業統計も多分そういうところで統計は出ているかと思うんですね、実際にね。商工会議所かどこか分かりませんが、そういうところを見ると、そういう統計は、総合政策部も持っているか分かりませんが、そういうことを踏まえながらその原点を言って、それに対して経済効果がこれだけ上がるということをしてできれば説明してほしいなということなんです。

以上です、すみません、私の質疑はそれだけです。

○委員長 今の高橋委員の質疑、6億2,000万円の経済効果というものについては、単純にこの事業を行う結果、こういう効果が想定できるという説明のように受け止めていますので、そんなふうにご理解いただければと思います。

ほかにはいかがですか。

どうぞ、3番、吉野委員。

○3番 吉野委員 何点か。

戻りますけれども、農政の関係なんですけれども、59ページで、水田麦・大豆産地生産性向上事業なんですけれども、聞いていてよく分かんなかったんですけれども、これ発端というのは、この申請者が県がこういう事業をやっているよと自分で情報収集をして申請したのか、または市から県がこういう事業をやりますよとアナウンスがあって、さて、この市内の中でこういう事業に参加する人はいませんかと市がアナウンスをして、事業者がいませんかということで募集しているのか、こういうのはあれですかね、情報収集が勝っている業者は

こういう恩恵を受けて、そういうのがうといというかできない人はこういう事業から置き去りにされると言うては失礼なんですけれども、この場合はあれなんですかね、680万円ですけれども、そんなに大きい金額ではないけれども、さっきの繰り返しになるが、自ら申請者が情報収集して手を挙げたのか、市が誰かいませんかということで人を集めたのか、この場合はどうなんですかね。教えてください。

○委員長 いかがですか。

間宮課長、お願いします。

○農政課長 お答えいたします。

本事業につきましては、県を通じて市に連絡がございまして、ただこの事業の中で、事業実施主体は、農業者が組織している団体で、例えば農業の常時従事者数というのがありまして、それは原則年間150日以上に従事者になりますけれども、そちらが5名以上であることとか、そういう実施主体の制約がございまして、それに当たるかどうかというところを認定農業者等に市から周知いたしまして、それで手を挙げていただいて、それを基に加須農林振興センター等とヒアリングを重ねまして、最終的に申請を行い、採択を受けたというものでございます。

以上です。

○委員長 吉野委員。

○3番 吉野委員 ある程度の規模の事業者でないと、その募集している、この意図している業者といますかね、それに該当するのはそんなにないということなんですかね。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

そうですね、この国の事業等につきましては、いろいろその事業実施主体の従事者数等の制限といいますか、該当の条件が出てまいりますので、認定農業者等が一番になってくると思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉野委員 分かりました。もう一ついいですか。

○委員長 はい、どうぞ、吉野委員。

○3番 吉野委員 次のページなんですけれども、ここで言っているのかどうかあれなんですけれども……

○委員長 どうぞ、いいですよ。

○3番 吉野委員 おもてなし観光局なんですけれども、これ去年から発足しまして、いろいろ活躍して、いろいろなところでおもてなし観光局の名前が上がってくるんですけれども、この今の組織が私はっきり分かんないんですけども、いろいろなことをこの観光局に渡していますよね。例えばこれ、今回バスですけれども、その前はさきたま市場の関係も、去年は公募していたのを途中で取りやめて、おもてなし観光局が前面に出るような格好で仕事を任せていますよね。それで、あと昨日も日本遺産の関係でやり取りがありましたけれども、これも観光局が何か1枚かんでいる、かまないとうまく事業が、日本遺産の関係の実績が膨らまないようなふうに私は捉えたんですけども、この観光局がいろいろなことを、これやって、あれをやるといったときに、この観光局は実際働く人間は何人いるか私知らないんですけども、この任された事業をうまく回していけるのかどうか心配しているんですけども、どうでしょう。

○委員長 どうですか。

蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答え申し上げます。

観光局が様々な事業を回していけるのかといったご質問かと思うんですけども、おもてなし観光局につきましては、それぞれいろいろな商業、金融業、そういったいろいろな団体からの代表が出てきてそういった組織をつくっております。そういった中で、それぞれの専門性を生かして事業を実施していけると認識しておりますので、事業についても問題なく遂行していただけるものと考えております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○3番 吉野委員 観光局は、ヘッドの人はお会いして、名前と顔は一致するんですけども、実際この働いている人ってどのくらいいるんですか。教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 観光局につきましては、現在、正職員が3名、そのほかに売店等を運営する中でパートさんが、あとは観光案内所とかもパートさんでお願いしているんですけども、約20人近くいらっしゃいます。その正職員の中で、事務局長が中心となって、さきたま市場を初め、今回の議案として掲げさせていただいた補助金による団体型旅行促進事業、これは元観光業界とつながりが大変深いプロフェッショナルでございますので、そういった専門性

を生かして滞りなく事業を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 まあ仕事にたけた人が少人数でもこなしていれば回ると思うんですけども、そこら辺はよく打合せといいますか、情報連携をして、うまく回るように市もバックアップしていただければと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

続いて高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、観光事業の2,800万円について質疑をさせていただきたいと思います。

まず第一に、今回この予算を組んで、前回より少し金額が増えているかを感じるんですけども、そういう金額を増やすことを含めて、前回は何か実績においてはこういう数字を言っていて、間違えていたら直していただいて結構です。1万2,000人の目標に対して、5,772人というふうな、ということは48%きり消化していなかったですよ、予算消化。そのとき、多分私聞いて、12月議会の本会議でのこの関連、他の議員の質疑の中で、いや、そのときはほぼ目標は達成できますという部長答弁だったのかと思うんです。実際は、とんでもないどころか半分もいかないような達成でこの答弁が出てきたと。それについて、また同じようにこれをやるということ、それについてはまずどういう答弁の違いができたのか、教えていただきたいと思います。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 申し上げます。

確かに高橋委員がおっしゃるように、目標に到達しない数字だったことは非常に残念な結果でございました。ただ、これについては、緊急事態宣言ですとかまん延防止等重点措置が発令されたことにより、実施できなかった時期が相当月あったということが、言い訳になってしまうんですけども、理由でございます。仮にこれが、まん延防止等重点措置とかが適用にならなかった場合どうなったかという、旅行会社38社から実際に申込みがあった人数が2万2,795人でございます。仮にコロナウイルスの影響がなければ目標は達成していたということで、そういう数値が出ております。

ですから、今回の1万3,000人につきましても、国がいろいろと旅行等、移動の中で感染防止対策を徹底した上で、そうした緩和がされた中では、今年度についてはこの状態を維持できるのであれば、1万3,000人の目標は到達できるものだと考えております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、こういうふうな答弁の違いを起こさないように、ひとつしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、次に確認させていただきたいんですけども、これは経済効果を生んでいく、地元を含めてですね。すると、まずそういうことになる、先日、宿泊はゼロ人という、でしたよね。泊まった人は誰もいなかったと、行田に。ということであると、お聞きしたいんですけども、日帰りでの1人のお客様、または来訪者はどれぐらい地元で経済効果としてお金落とすのですか。それとあわせて、宿泊はどういうふうを考えているのか、そこら辺のところを教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 申し上げます。

前回、令和3年度に催行したところで、このツアー客が立ち寄った飲食店ですとか、あと土産物店からの消費額の統計から割り返しますと、1人当たりの消費額が、市内に1人当たりが落としてもらったお金の金額ですね、2,087円です。それに対して、助成額は2,000円ということでございますが、一番大きな目的は、まだまだ観光地として伸び代のある行田市を旅行業者の人に知っていただいて、今後行田市に来ていただくための呼び水とする政策であるということで実施するものでございます。

また、宿泊については、これは行田市を宿泊して回るプランというのがなかなか厳しいという中ではございますけれども、今後県内の、または県外の旅行地との連携も組みながら、行田市での宿泊につなげるような取組というのは行っていかなければならないものと考えております。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 私は大体3,000円ぐらいが日帰りの方が落としてくれるのかな、でも現実には2,000円だと。なぜ宿泊に今回は力を入れないのか。宿泊すると、大体最低でも2万円、経済効果がありますね、1人当たり。宿泊代、それから朝と夕飯の食事代、お土産代。最低でも

2万円の経済効果、1人がね。すると、今回も同じ2,000円の1人の交付ということになると、この経済効果はすごく低いかと。使っている割には、2,800万円を使ってこれだけの経済効果では低いかと。今回宿泊に力を入れなかったのはどういう理由なのか教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 力を入れたいというわけではなく、今後旅行会社でPRする中で、宿泊等も進めた中で可能な限りご宿泊いただいて、高橋委員がおっしゃるように経済効果をまちで生み出す取組というのは続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今日の新聞等で、県民割が6月30日までを、7月1日からも延長するという国の方針が出てきましたね。すると、県民割は泊まって5,000円ですね。それで、クーポン券で2,000円、合計7,000円の県民割をやる。これがまた7月から始まるということです。そうした場合、これも行田市では使えると思うんですよね。すると、これを使ってまたプラス行田市で2,000円交付すると。これはどういうふうにするのか。両方とも使っているんですか。それとも片方だけなのか、教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 県民割の5,000円割引については、これは個々の宿泊施設の判断によるもので決定されるものです。例えば、全国で見ますと、有名なチェーンである東横インは、これは県民割の対象になっていません。そうした中で、行田市のハナホテル、ごめんなさい、ハナホテルについては対象かどうかというのは今ここで申し上げることはできませんけれども、その他のクーポンについては、まちなかの商店でも利用できる場所がございます。また、ぶらっとぎょうだでも2,000円分の特典クーポンについては利用できる体制を取っております。それにプラスして2,000円の補助ということでございますけれども、これは全国あちこちの自治体で、その自治体独自で上乗せ補助というのを実施して、そうしたことを実施することで、その地域に観光客を呼び込むという取組でございますので、行田市においても同様の考えの下、実施するものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ですので、私は宿泊であればこれが使えるんだと。だから私はこっちに力を入れるべきではないのかということで質疑をさせていただきました。

もう一点だけお願いいたします。本会議でも質疑をさせてもらいましたけれども、市内にも旅行会社がありますよね、観光旅行会社。これに対しての救済というのは、このとき一緒にどのように考えているのかお願いいたします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 市内の旅行会社であっても、市外を発着点とするツアーであれば対象になりますので、救済としては適用になるものと考えております。あと、着地型も同様でございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑を終了いたしました。

△議案第40号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員、討論の発言を許しますけれども、賛成、反対、どちらの討論になりますでしょうか。それをお願いします。

○1番 高橋委員 議案第40号について反対の討論を行います。

その理由は、私、今質疑をさせていただいたキャッシュレスについて、この事業で1億円以上のお金を使うというのは、効果から見ると限定されてきてしまうと。また、もう一つは、行田市民以外の方がこれを使うことで恩恵を受ける。そういうことであると、まず私は行田市民にできる限り限定して、このコロナの対応型の地方創生の予算を使うべきということで、まずこのキャッシュレス決済ポイント還元事業、これについて反対ですので、この議案第40号については反対の討論といたします。

○委員長 ほかに討論いかがですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に討論の申出はございませんので、これをもって討論を終結いたします。

△議案第40号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 58分 休憩

午前 11時 08分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第46号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。商工観光課、森原課長、お願いします。

○商工観光課長 続きまして、議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）において、商工観光課所管の事業について説明させていただきます。

こちらは、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一環として、新たに創設された交付金に対応するものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、議案書の13ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工業振興費におきまして、6,953万8,000円の補正をお願いするものです。

内容を説明させていただきますので、右、14ページの説明欄をご覧ください。

◎商工業育成振興費の18節電灯料補助金は、商店街が設置する商店街街路灯について、原油価格高騰に起因する電気料金の値上げ分に係る補助金を追加措置するものでございます。

商店街街路灯につきましても、698基ございます街路灯の令和4年度の電気料金を507万5,000円と見込んで予算措置しておりましたが、本年4月分の電気料金を昨年4月と比較したところ、商店街街路灯をLED化した商店街を除きまして、電気料金が上昇傾向にござい

ました。そのことから、商店街街路灯電気料の増加率を前年比150%と見込み、その増加分について措置したものでございます。

補正予算として計上いたしました253万8,000円の内訳について申し上げますと、商店街街路灯電気料の8割を市が負担、残りの2割を各商店街にご負担をいただく中で、市が負担する電気料金の当初見込額406万円から150%の増加を見込んだ金額が609万円、その増加分が203万円、商店街ご負担の電気料金の当初見込額101万5,000円から同様に150%の増加を見込んだ金額が152万2,500円、その増加分が50万7,500円、市・商店街それぞれの増加分を合わせました253万8,000円—これは1,000円未満は端数処理してございますが—が補正の金額となっております。

18節の2つ目ですね、その下、プレミアム付商品券事業補助金についてご説明申し上げます。

こちらは、昨年度に引き続いて実施する事業でありまして、物価高騰の影響を受けている生活者及び市内事業者への支援と地域経済の活性化を図るため、昨年を引き続きプレミアム付商品券を発行するものでございます。

商品券の内容について申し上げますと、プレミアム率は30%で、発行総額はプレミアム分の6,000万円を含めまして2億6,000万円となります。販売単位につきましては、販売額1万円で、プレミアム分を付した1万3,000円が利用可能な商品券を2万セット販売いたします。

発行予定の商品券につきましては、ワンセット1万3,000円のうち、1万円を市内の小売店のみで利用可能な市内専用商品券とし、残り3,000円分を市内小売店のほか、スーパーやホームセンター等の大型店でも利用可能な市内共通商品券として発行する予定でございます。

商品券の構成につきましては、1枚当たりの額面を500円とし、市内専用商品券として額面500円を20枚、市内共通商品券として額面500円を6枚、計26枚の商品券でワンセットとして発行いたします。

なお、1人当たりの購入の上限は2セットまでとさせていただきます。

利用可能な店舗につきましては、行田市商店会連合会加盟店舗のほか、周知チラシ等を通して参加の募集に応じていただける全ての店舗を対象といたします。

参考に申し上げますと、昨年度に実施した際の参加店舗数は市内で423店舗、そのうちスーパーやホームセンター等の大型店は27店舗でございました。商品券をご利用いただける店舗数につきましては、プレミアム付商品券発行事業の実施ごとに増加傾向となっております。なお、小売店に限って申し上げますと、令和2年度の実施が345店舗でしたので、51店舗の増

加となっております。

販売方法及び引換え方法につきましては、応募される方にははがき代のご負担をいただくことになってしまいますが、販売時の混乱と感染防止対策の観点から、往復はがきによる応募抽せん方式とさせていただきます。抽せん結果につきましては、応募いただいた方全員に返信を差し上げ、当選された方の引換えについては商工センターホールを会場に行う予定でございます。

実施のスケジュールでございますが、議決をいただきました場合には、市報8月号を初め、市ホームページ、SNS、新聞折り込み広告等により市民の皆様に周知及び参加店舗の募集を行う予定でございます。

商品券の購入を希望される方のはがきによる申込みは、8月1日から9月9日の消印を有効とし、その後、9月16日に公開抽せんを行う予定でございます。そして、結果発送後の商品券の引換え期間を10月1日から10月31日、引換え開始日の10月1日から翌年1月31日までの4カ月間を商品券利用可能期間とする予定でございます。

発行主体につきましては、これまでの発行におきまして豊富な経験と高い実績を有する行田市商店会連合会に対する補助により発行する予定でございます。なお、商店会連合会に対する補助金の金額につきましては、700万円を予定しております。

さきに実施いたしました商品券事業の終了後、参加店舗のうち小売店100店舗を抽出し、アンケートを実施しておりますので、その結果、9割を超える店舗がお客様から好評をいただいたこと、次回実施に当たってもぜひ参加したいとの回答をいただいたことから、本事業は利用される市民の皆様、また店舗ともに高い効果をもたらすものと考えております。

また、今回の実施に当たりましては、市内小売店の取りまとめ役でもある行田市商店会連合会からの要望もお伺いした上で、昨年度に続いて実施するものでございます。

続いて、歳入について申し上げますので、議案書の7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として見込むものでございます。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第46号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、前回やって今回もということですがけれども、まず確認なんですけれども、前回と今回の商品券の中身、1万3,000円分、これについては同じなんですか。前回と変わっているのか聞かせてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 前回、令和3年度に実施したものと同様でございます。参考に申し上げますと、令和2年度に実施したものについては小売店のみの使用で、大型店は入れておりません。以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、1万3,000円のうちの1万円が小売店、3,000円分が大型店ということですね。大型店も使えるということで、そういうふうに言っていますね。そうすると、昨年度が第1回、第1次の募集では残りましたよね。往復はがき出して、抽せんということであるけれども、抽せんしないで全部に当選おめでとうございましたですね。すると、往復はがき出す必要がなかったということになるわけですがけれども、あえてなぜ残ってしまったのに、同じように1万円と3,000円に分けたのか、その反省か何かはないんですか。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 まず、1万円と3,000円に分けたことについては、利用者の方からも、大型店も利用できれば非常に便利な商品券になるということで、そういった声を基に、前回同様に1万円と3,000円に分けたものでございます。なお、この分けることにつきましても、1万円を小売店専用とすることで、小規模な店舗にも恩恵があるということで、商連とも打合せの上、決定したものでございます。

なお、はがきによる応募なんですけれども、前回、令和3年度に実施のときに、同様に1万円と3,000円に分けて販売いたしました。そのときは3万セットを販売いたしました。3万セットに対しまして、1次の応募がこの3万セットの販売額の3億円に対しまして、2億3,264万円の応募をいただいたと。そうしたことを考えますと、今回は販売額が2億円でございますので、恐らく大型店を含めた実施となると、販売予定数を1次で超えてしまうのではないかとすることを想定いたしまして、同様の方法としたものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今回の予算は、前年度とは、前回とは違うんですね、目的が。今回のコロナ対応の交付金は物価上昇ですよ、対応がね。前回とは違いますよね。そうすると、同じことをやっていたんでは、この物価上昇の今回の趣旨と違うのではないんですか、これでは。今回、特に市民の方が物価上昇で困っているんだと。小売店ではないんですね、市民が困っているんですよ。そこら辺のところはどうしてこういうふうな分け方が出てきたのかお願いします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 説明の中でも申し上げましたが、この商品券の発行の目的は、生活者支援を目的としたものでございます。また、国が示しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設についての中で、生活者支援に関する事業ということで、地域経済の活性化と、生活者支援を目的としたプレミアム付商品券の発行ということで、適切な用途であるということが明示されておりますので、そういったものも含めまして、様々な対応策の一つとして本事業を上程したものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それであればなおさら、今回は前回が第1次で残ったと。そういうふうなことの実績を踏まえて、金額が、セット数が減ったから今回は1回目で終わるというのではなくて、質疑とあれかもしれませんけれども、例えば大型店で1万円使えて、小売店は残りの3,000円分、合計で、小売店は1万3,000円全て使えるんだと。しかし、その中で、1万円は大型店で使えと。今回は3,000円ですけれどもね。そうすると、市民の方が物価上昇でスーパー行って食品を買おうと助かるなど。ということに今回なるのかな。すると、小売店のみを救うという説明があったけれども、今回の予算の考え方は違うのではないかと。逆ではないのかな。一般市民の生活を応援するということであると、この考え方は逆だと、手法が違おうと考えるんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 確かに生活者支援と事業者支援というバランスを考慮したときに、どちらに金額の重きを置くかというのは非常に難しい問題でもあるんですけれども、そうした中で、令和2年度に実施したときには小売店のみしか対象にしなかった中で、多くの利用者の方から大型店も入れてほしいということでお声をいただいております。また、商店からは、大型

店を入れなくて助かったと。非常に小売店にお客さんが来ていただいて恩恵があったということも聞いておりますので、こうしたバランスを取った中で、大型店というのは比較的コロナ禍にあっても、巣籠もり需要等の影響で売上げが落ちることはなかったというデータもニュース等で報道されておりますので、そうしたもろもろのバランスも含めた中で、今回も1万円と3,000円という区分けにしたものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そこが違うんですね、私が言っているのは。大型店のために、大型店が売上げが落ちていなかったから大型店をとということではないんですね。市民の生活が苦しいから、大型店も行けたら、幾らかでも商品券が使えるんならば大変助かるんだがということで、そっちにシフトを置くという、そういうことであると。

というのは、前回の今お話しの中で、小売店から助かったということもあります。しかし、私の耳には、市民の方が、市内の小売店だけでは使うところがないよと、買っても。だから、若い人は買えないと、買わないと、もったいなくて。買ったって使わないんだよということで、若い人が買わない。買った人は何に使っているかという、結局お酒とか何かで晩酌を含めてそういうことに使う人が、ああ、これでお酒を買うのが助かったなということなんですよ。その市民から聞く耳が少し違うんじゃないかと思う。どうなんですか、そのところで今回はこういうふうなことをやって、これでももう一度私から確認ですけれども、これを変える気はもう、計画どおりだから変える気はないんですね。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 まず、商品券の発行事業ということでございますから、一義的には生活支援というのは当然大事ですけれども、商店に対する応援というのが、これが半分以上を占めているのではないかと私は認識しております。そうした中で、高橋委員おっしゃるように、確かに生活支援という視点では、この1万円を大型店に含めるべきではないかということでございますけれども、そうすると、前回大型店も含めた中で、過去の実績で見ますと、7割を超える方々が大型店に流れてしまうというものがあって、その市内の商店を取りまとめている商店会連合会が各商店会に呼びかけた結果、実績として残らなかったということでは残念な結果になってしまうと思うんですね。

確かにおっしゃることも分かるんですけれども、全体的なバランスを含めた中で考えますと、3割という部分については生活者の方々に恩恵部分といいますか、物価高騰に対する支

援ということで3割は返ってくるわけでございますから、そういった中で全体のバランスも含めた中での1万円と3,000円ということで実施するものでございますので、今後の実施に当たっては、様々な方面からご意見をいただいた上で、検討材料の一つとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それはまあ見解の違いなんで、ひとつ。

それでは、もうちょっと聞かせてください。往復はがきでまた申込みをするということですね。そうすると、この件で行田市民ということでの確認は取っているんですか。取れているんですか。私は取れていないと判断したんで聞くんですけども、ひとつお願いします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 実施主体であります商店会連合会は、住民情報を持ち合わせておりませんので、往復はがきで応募した方が確実に行田市民であるかどうかというのは、高橋委員ご指摘のように取れてはおりません。ただし、1人2セットまでとしたことで実施するわけでございますけれども、今回応募いただいたはがきを全員エクセルにデータとして落としまして、それでソートをかけます。そうした中で、複数応募していらっしゃる方が判明した方はそこではじくというような不正の防止措置も取っているものでございます。行田市民であるか市民でないかというのは、システム上、これは確認は取れないわけでございますけれども、これは応募者による良心に任せるしかないものと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 私がここで言っているのは、結局行田市民ではなくても、もう子どもで嫁いだ人の名前まで書いても、それでオーケーだと。もうその家にはいないと。いなくて、結婚してもう外へ行っているけれども、その人の名前を書いても1人ということが現実にあったんで、そういうことであれば、せっかく行田市民のために使うお金ならば、そこら辺はしっかりとやるべきではなかったのかということで、要望です。

次に、1つだけ聞かせてください。今回、課長は売れ残りが無いという考え方でいるんでしょうけれども、仮にこれ残った場合はどういうふうな方法を考えているのかお願いします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 申し上げます。先ほどの話に戻るんですけども、高橋委員がどこか市外に

嫁に出てしまった方も応募できるという、さきの委員会でも高橋委員からお声をお聞きしているんですけれども、ぜひそういったお声を聞いた際は、どうか我々も注意したいと思いますので、委員もこういうことはやっては駄目だよとおっしゃっていただければ本当にありがたいです。すみません、お願い申し上げます。

売れ残りについてなんですけれども、こちらについては販売方法をどうするかということで、今後商店会連合会とも協議して適切な方法で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、適切な方法というのがよく分かんないんですけども、前回のときは同じ人が2回目のとき並んで買いましたよね、2回目のとき。同じ人が2回も3回も並んだという報告があったんですよ。ということは、本来だったら今回も1人2万円のわけですよね。そういう人が、同じ人が売れ残ったときに1回買って、また一旦商工センターの外へ出て、また並んで買ったという。その循環で何回も同じ人が買ったというと、当初の趣旨と違ったのではないかな。そういう現実があったのでお聞きしているんです。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 確かに委員がおっしゃるようにそういった声も聞こえております。そういった不正を防ぐ意味でも、不正のない販売方法ということで今後対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第46号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせにつきましては、最終日29日の午前8時45分から議長室で行いますので、委員各位には時間までにご参集願います。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

大変皆様お疲れさまでございました。

午前 11時 34分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小林友明

健康福祉常任委員会

6月16日（木曜日）

令和4年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年6月16日（木曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）
- 審査日程 **【消防本部】**
議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
【健康福祉部】
議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）
議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）

○出席委員（7名）

委員長	野本翔平	委員	3番	橋本祐一	委員
副委員長	町田光	委員	4番	田中和美	委員
1番	柴崎登美夫	委員	5番	梁瀬里司	委員
2番	村田秀夫	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

松浦由加子	健康福祉部長
藤倉敬士	福祉課長
上野浩二	子ども未来課長
吉田秀和	健康福祉部副参事
木村昌明	消防長
堀一夫	消防本部次長
吉澤宏	消防本部次長 兼消防署長
野口祥和	消防総務課長
服部昌彦	予防課長
山口謙一	消防本部副参事

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

1年間、健康福祉常任委員会委員長として務めさせていただいておまして、今回の委員会が私としては最後になりますので、しっかりと務めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退出については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

まず初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

○消防長 おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様には、日頃消防業務の推進に当たり、ご理解とご指導賜り、誠にありがとうございます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の状況、個々の感染防止対策など様々な取組から、減少傾向にあると認識しております。

さて、令和3年の本市の火災と救急の統計に基づく分析と考察の結果を少しお話しさせていただきます。

火災は、令和2年より8件少ない27件の発生でございました。昨年は、特に火災による死者、負傷者が過去5年と比較し最少であり、死者の発生はありませんでした。

全国的に一般住宅の火災で死者が発生する確率は、全焼火災が最も多く、その全焼火災となるケースでは、住宅用火災警報器の設置していない割合が高い傾向にあることから、今後も住宅用火災警報器の設置・点検の促進に努めてまいり所存です。そのため、本年度から新たに、高齢者世帯等で住宅用火災警報器の設置が困難な世帯を支援する要綱を制定し、消防職員が設置について支援を行う取組を開始いたしました。

次に、救急に関しましては、令和2年より117件多い3,819件であり、交通事故と急病が増加したもので、コロナウイルス感染症の状況から徐々に人々の行動が戻ってきたことが理由の1つと考えております。

まだまだ収束の見えないコロナ禍ではございますが、今後も市民の皆様の生命、身体を守るため、体制強化を図ってまいります。

本日ご審議いただく案件は、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）の消防本部所管部分でございます。細部説明は担当課長がいたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、挨拶とさせていただきます。

○委員長 消防長、ありがとうございました。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得て行うようお願いいたします。また、発言時はワイヤレスマイクを使用させていただきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第40号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

では、お願いいたします。

○消防総務課長 改めまして、皆さん、おはようございます。

説明は着座にて行わせていただきます。

それでは、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）について、消防本部所管部分の細部説明を申し上げますので、議案書62ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費のうち、1目常備消防費について、補正額は385万4,000円で、補正後の額は8億6,624万6,000円でございます。

内訳は、右ページ、説明欄の◎消防本部及び消防署運営費の17節庁用器具費は、市民等を対象とした普通救命講習をはじめとする各種講習会や会議等で使用する消防本部庁舎2階と3階会議室の机22脚と椅子44脚を抗ウイルス仕様のものに入れ替えることで、感染防止対策の強化を図るものであります。また、あわせて、自動消毒液噴霧器2台を購入するものであります。

次に、3目消防施設費について、補正額は64万3,000円で、補正後の額は8,860万5,000円でございます。

内訳は、右ページ、説明欄の◎消防施設整備費の17節救急用具購入費は、救急車に積載している自動心マッサージ器の動力源となる酸素ボンベについて、使用した酸素ボンベを充填している期間に新たな救急事案が重なることでボンベ不足が発生することが想定されたことから、予備酸素ボンベの充実強化を図り、ボンベ充填時における安定的な救急活動が継続できる体制を確保するために必要な追加分として、予備酸素ボンベ4本を購入するものであります。

なお、補正額の財源ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業として、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から356万5,000円を、一般財源から93万2,000円を補正財源として見込むものであります。

以上で、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）の消防本部所管部分につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第40号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、質疑をさせていただきます。

ただいま消防施設整備費、運営費についての物品等の購入費用ということで説明を受けたんですが、お話を聞いた購入する物品ですね、財源としてなぜ全てコロナ対策の国の臨時交付金で対応していないのか、できるのではないかと。むしろ、変な区切り方をしているかとも思ってしまったんですが、この辺、仕組み上の何か理由とか背景とかあるようでしたら教えていただきたいんですが、お願いします。

○委員長 執行部、答弁をお願いします。

○消防総務課長 村田委員のご質疑にお答え申し上げます。

国庫補助金の対象外が含まれているのかについてでございますが、消防本部といたしましては、今回の事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象と考えております。しかしながら、消防費に対する交付金の不足分を一般財源で措置したものと認識しております。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。

確認ですけれども、全て交付金の対象となる物品であるけれども、ほかの予算配分との関係で不足分が生じる。それは一般財源から充当することで必要な物品を買いそろえたい、こういうわけでしょうか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○消防総務課長 村田委員のおっしゃるとおりで、間違いございません。

○委員長 他に質疑があればお願いします。

梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 先ほどのご説明で、机を22脚、椅子44脚ということですが、これは買換えですか、それとも古いのを交換なのか、新規としてさらに購入ということなのか、お聞かせ願います。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

今回購入いたします机と椅子に関しましては、取替えという形で購入となります。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 そうしましたら、全取替えですか、それとも少し新しくするという形でしょうか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○消防総務課長 3階会議室の机と椅子に関しましては、普通救命とか講習用に、現在、人数等を制限してやっておりますので、その最大収容人数分として買い換えるものになります。会議室に関しましては、全ての椅子と机を買い換える形となります。

○5番 梁瀬委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑ございますか。

副委員長。

○副委員長 すみません。質疑させていただきます。

先日、消防署を見学させていただいたりして、使用できなくなった消防ホースを半分に切って、担架をつかって、まるでそのためにつくったような商品かのごとくしっかりとしたものだと思って、すごい感動したんですけども、そういう無駄にしないように、日々の努力という部分の取組を見させていただいた中、先ほど消防施設整備費の中の説明で、酸素ボンベが4本という説明があったと思うんですけども、4本で間に合うんですか。

設備だとか器具は、そこにいる人たちよりも多ければいいというわけでないのは十分分かっているんですけども、分署もあるわけなので、4本で十分なのかという心配でお伺いします。

○委員長 執行部の答弁お願いいたします。

○消防署長 今回購入するものは予備の酸素ボンベということで、各救急車に1台ずつです。

前回の補正のときに心臓マッサージ器1台に対して3本のボンベを購入させていただいたので、3本だと充填に時間がかかって足らなく場合があるということで、1本追加なので、救急車4台あるうちの心臓マッサージ器4台ですから、これを購入して各4本ずつとなるので、16本となります。

以上です。

○副委員長 そうすると、消防車に対しての予備の本数が4本で間に合うということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○委員長 そのほか質疑はございますか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 今の町田委員のほうの救急用具購入費の件です。酸素ボンベは予備のものを4本購入するということですが、今のとかぶるんですけども、現在は何本あるのかということをお伺いします。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○消防総務課長 現在は予備ボンベを含め3本ずつになりますので、12本になります。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。それが各救急車4台に載つけるということですね。

そして、酸素ボンベの中身は、充填のほうはどちらで、本庁舎でやっているのか、もしくは業者に出しているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○消防総務課長 消防本部で使っている酸素ボンベまたは空気ボンベ等も、全て業者のほうに出しております。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 そうしますと、空になった場合というか、一定以下の酸素量になったときに充填を行っていると思うんですけども、予備があれば、業者に出しても、タイムラグがあっても対応ができるという判断の下での予備のボンベの購入というところによろしいのでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○消防長 お答え申し上げます。

心マッサージ器を購入した際に、3本ずつボンベをつけさせていただいたわけですが、そのときの積算といいますか、活動状況からの対応とすれば、それでいけるというふうなところでしたが、コロナ禍での経験の中といいますか、活動の中で、もう1本ずつ予備があったほうがいだろうということで、今回、各車に1本ずつの4本ということで購入させていただいていますので、こちらで当市の活動においては、充填期間等も含めて十分対応できると考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

橋本委員。

○3番 橋本委員 それで、消防本部一各地ありますけれども一によっては、充填を自分のところでやっているというところもあるのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○消防総務課長 酸素ボンベに関しましては、基本的に医療資機材になりますので、消防本部でやる場所はないと思います。あくまで空気ボンベであれば、充填をしている消防本部等はあるものでございます。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第40号の討論及び採決については、この後審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 46分 休憩

午前 9時 48分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず初めに、健康福祉部長にご挨拶をお願いします。

○健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

健康福祉常任委員会の皆様方には、日頃より健康福祉部所管事業の推進に格別のご理解、ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の新型コロナウイルスの感染状況につきましては、ここのところ10名前後、1桁台の日もございまして、一時期に比べ落ち着きつつあります。

国においても、マスクの着用の考え方を改めて示されたり、外国人観光客の受入れ再開が決まるなど、ウィズコロナで社会経済活動との両立を目指していると感じております。

そのような中でも、感染防止対策は引き続き重要になってくるわけですが、コロナのワクチンにつきましては、先月から4回目接種を開始いたしました。4回目接種は、重症化予防が目的となりまして、対象は60歳以上の方、あとは18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方などでございます。

3回目接種から5カ月経過後に接種が可能となりますので、引き続き市といたしましては、円滑な実施に努めてまいりたいと存じます。

本日は、この後一般会計補正予算案、第2回及び第3回について、順次ご審議を賜ることとなっております。ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせいただければと存じます。

梅雨の時期になりまして、肌寒い日もございますので、皆様におかれましてはお体に十分ご留意いただくとともに、今後のますますのご活躍を祈念し、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 福祉部長、ありがとうございました。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はワイヤレスマイクを使用させていただきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第40号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

では、お願いいたします。

福祉課、藤倉課長。

○福祉課長 議案第40号につきましてご説明いたします。

それでは、令和4年度補正予算（第2回）のうち、福祉課所管部分についてご説明を申し上げますので、議案書の56ページをお願いいたします。

歳出から申し上げますが、1項1目の社会福祉総務費の右ページ、◎住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費は、現在、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯等を対象として、1世帯当たり10万円の給付金を支給しておりますが、今般、令和4年度住民税均等割が非課税の世帯等についても給付金の対象とされたことから、給付のための所要経費を計上するもので、1億1,760万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

初めに、3節職員手当等は、79万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

1つ目の時間外手当は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に従事する職員の時間外手当でございます。

次に、10節需用費48万6,000円の追加補正をお願いするもので、1つ目の消耗品費は25万円の追加補正をお願いするものでございます。この消耗品費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務に用いる事務用品を計上したものでございます。次の印刷製本費は、23万6,000円の追加補正をお願いするもので、給付対象者の方に確認書の送付や、返信用の封筒や記入例の作成費用を計上したものでございます。

次に、11節役務費は、50万6,000円の追加補正をお願いするもので、郵便料38万7,000円は

確認書の発送、返送等に係る費用で、その下の手数料11万9,000円は給付金を対象者の口座に振り込むための費用でございます。

次に、12節委託料は、1,581万5,000円の補正をお願いするものでございます。

1つ目の電算委託料875万9,000円は、令和4年度の住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給のために新たに構築したシステムで、住民税データから対象世帯を抽出し、確認書作成から振込データ作成、決定通知書作成までを委託するものでございます。次の事務従事者派遣委託料705万6,000円は、臨時特別給付金の受付業務、電話業務等を行う専従者が必要であることから、4名の派遣を委託するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億円でございますが、令和4年度の非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯10万円の給付金について1,000世帯への給付を見込むものでございます。

歳出予算は以上でございます。

続きまして、歳入予算の説明を申し上げますので、説明書の44ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金1億1,760万6,000円のうち、右側、説明欄の1つ目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業事務費補助金1,760万6,000円は、56ページの3節職員手当等から12節委託料までの費用の10分の10を、次の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金1億円は、56ページの18節住民税非課税世帯等臨時特別給付金に対し、費用の10分の10を国が支給するものでございます。

以上で、福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、子ども未来課、上野課長より説明をお願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第2回）のうち、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、議案書の56ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費についてでございます。

右ページ、説明欄、◎子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し生活支援特別給付金を支給するもので、給付金の対象者は児童を養育する住民税均等割非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入になった者で、児童1人につき5万円を給付いたします。

事務経費としまして、3節時間外勤務手当から12節OAシステム改修委託料を計上すると

ともに、事業費として18節子育て世帯生活支援特別給付金を措置しております。

このうち、12節OAシステム改修委託料についてですが、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付の指定を受けたことにより、給付金の支給要件確認のために必要となる地方税等の情報を本給付金の事務のために利用することが可能となりました。これを踏まえまして、児童手当等の受給状況と地方税の情報をひもづけて支給対象者を抽出するためのシステム改修費用として計上したものでございます。市が保有する税情報を活用して支給対象者を特定することで申請が不要となり、速やかな支給が可能となるものでございます。

なお、今回のシステム改修につきましては、マイナンバーの活用に係る改修は含まれておりません。

次の18節子育て世帯生活支援特別給付金については、対象児童は1,180人、対象世帯は児童手当受給者の1世帯当たりの平均児童数が1.65でございますので、対象児童1,180人を1.65で割りますと715.1515となりますので、約720世帯と見込んでおります。

ちなみに、今回の給付金の支給対象は、令和3年の課税情報が判明いたしませんと、支給対象世帯を見込むことが困難なものでございますが、対象児童1,180人という数字の算出については、厚生労働省が世帯年収の分布やコロナ禍における所得の動向に係る聞き取り調査を基に、児童手当支給対象児童数から特別給付金の支給対象児童数などを算出できるようにするための方法として示したものを利用したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして44ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の右ページ、説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事務費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金は、先ほど申し上げました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対するもので、それぞれ歳出計上額の全額を財源として見込むものでございます。

子ども未来課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

△議案第40号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 では、まず私のほうから、何点かあるんですけども、まず1点ですが、福祉課所管の住民税非課税世帯のところへの給付金ですけども、6月議会やっています、一般質問ですとか質疑等の中で、何回か執行部あるいは市長の答弁の中で、コロナ対策事業を、いろんな事業を通じて市民の各層に案分して、市民の方の生活を助けるようにしているという説明がされているんですけども、そうしたことを念頭に置いて質疑をしたいんですけども、まずこの事業で住民税非課税世帯というのは、もう少し具体的に、どういう所得階層なのか、収入の例といった形でお示しいただければと思うんですけども、できれば、例えば独り暮らしの場合とか夫婦2人の世帯とか、あるいは夫婦と子どもが2人いる世帯とか、そういう形で類型化した形での例示いただければと思うんですが、まずこの辺について。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○福祉課長 村田委員のご質問にお答えします。

住民税非課税世帯の収入の階層ということでございますが、3つのパターンで申し上げますと、給与収入のみの方の場合でございますと、お独り暮らしの方でございますと、収入で93万円以下です。夫婦でいらっしゃって妻の方を扶養している場合でございますけれども、137万8,000円以下。ご夫婦とお子さんお二人ということでございますと、209万9,999円以下となっております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。

収入ですから、いわゆる手取りではなくて、事業者側が支払う給与の額という理解でいいんだと思うんですけども。その上で、次の質疑ですけども、昨年度この給付を受けた世帯は対象外というのが、どこかの説明の中で私伺ったようで、メモ書きがあるんですけども、そういうことでいいのか、そこの確認で。

ということは、時点で捉えたときに、昨年度の収入の課税状況が出る今年の6月で、去年1年間の収入状況を踏まえて、今年これから、議会を通過したらこれを支給するというところで、新しく昨年度収入が落ち込んでしまった人というのが対象ということでよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○福祉課長 村田委員のご質問にお答えします。

これまでの令和3年分の給付金を受給されている方は対象外でございます、対象とする

のは令和4年度分の住民税均等割非課税の方で受給済みでない方、あとは令和4年1月以降に家計が急変された方のいずれかに該当する世帯の方でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 対象者世帯は2つあって、令和3年の住民税非課税世帯と1月以降にコロナ禍を原因として家計急変で同等になってしまった世帯、人、この2つが対象ということですね、確認です。

○委員長 執行部、お願いします。

○福祉課長 令和4年度分の均等割ということですが、令和3年中の所得ということで今お話しなさったということでございますか。令和4年度分の住民税均等割が課税されていないですけれども。

○2番 村田委員 それは令和3年度の収入実績に基づいて、今年、税を確定させた結果という。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長 そのほか質疑はありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません。ないようでしたら、私が引き続き。

今回、この事業では1,000世帯という積算のようですけれども、先ほど確認しました住民税非課税世帯とコロナで家計が急変して非課税世帯と同等になった方の、それぞれこの積算の中での内訳はどうなっているのかと、その積算の考え方、つくり方、これについてお聞かせいただきたいんですが。

○委員長 執行部の答弁をお願いいたします

○福祉課長 世帯数の根拠でございますが、行田市の世帯総数がありまして、そこから4年度の住民税課税世帯を除きます。さらに、そこから令和3年度分の臨時特別給付金を既に受けている世帯と家計急変世帯で受給した世帯を差し引きまして、873という数字を出しました。

また、今回の家計急変の数字というものを求めるんですが、873に家計急変世帯の占める割合として、行田市で推測する割合を7%と見込みまして、それを乗じますと62世帯で、合わせまして935世帯ということになりまして、1,000世帯という数字を導かせていただいたものでございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

そういう積算で予算を組んだわけですけれども、昨年度のこうした給付の実績の状況はどうだったのか。それを踏まえて、今の積算でほぼ大丈夫だと言えるのか。もし足らなくなったときはどうされることになるのか、その点をお聞かせください。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○福祉課長 現在の状況になってくるんですが、確認書の発行総数が7,465件、支払い済みのものですが、確認書を発行したのものに関しましては7,020件、そのほかに申請によって支給したものが24件、及び家計急変世帯として申請があったものは46件、3つを合わせますと7,090件ということになります。

予算が足りるのかにつきましては、今回の算出におきましても、935であるところ1,000として見込んでいますので、足りるものと思われま。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

昨年の実績等も踏まえての積算ということで、プラスアルファで予算を積んでいるという理解で、分かりました。万が一不足の場合には、ぜひ補正で工面して対応していただきたいと思うんですが。

それで、この事業についての最後になりますが、電算委託料ですが、私、こうした部分というのは詳しくないもんですから、どうしても金額がいつも気になって仕方がないです。こうした事業をやろうとするときに、もっと給付の額のほうに回せないのかと、つつい思ってしまうんですが。

電算委託料というのは、先ほど説明いただきましたけれども、データから抽出して云々かんぬんでという一連の作業がボタン操作でできるという委託でしょうけれども、これって、国からこうした給付事業を行うに当たって、こういう改修が必要になりますよ。そうすると、標準的にはこういう金額ですよというのが示されて、その上で業者と打合せをして決めているのかと、想像で今申し上げているんですが、どんな形でこの額というのが決まるのかという点と。

昨年度、同様の給付ありましたよね。去年の改修では足りなかったのはどういう部分なのかというのを、初心者というか、分かるようにご説明いただければありがたいんですが。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○福祉課長 村田委員のご質問にお答えします。

まず、標準的な額が示されているのかということでございますけれども、それは示されておりません。

あと、令和3年度の電算システムと申しますのは、令和3年度の住民税非課税世帯への対応に特化したものでございまして、その事業のみを対象で構築されたものでございまして、今回のものに関しましては、新たに新規の事業としてという形でございますので、一から構築するという形になっております。

先ほどボタン1つでみたいな感じでおっしゃっていたんですが、そういうものではなくて、一連の流れみたいな形になってくるんですけれども、まず令和4年度の住民税のデータがございまして、そこから住民税均等割非課税世帯を抽出してまいります。抽出したデータから令和3年度分の臨時特別給付金の支給世帯と、令和3年度分の家計急変で支給した世帯を除きまして、令和4年度分の対象世帯を抽出いたします。抽出した世帯をシステムに取り込みまして、確認書というものを作成いたします。こちらの確認書を対象の方に送付するわけでございますけれども、送付された確認書をそれぞれ対象となる方が確認いただいて、市のほうに戻ってまいります。戻ってきた確認書について、システムに入力して、給付金の振込のデータを作成いたしまして、金融機関に対応するデータを作成して帳票をつくるものになっています。それとともに、支給の決定通知書、不支給の決定通知書というものをそのシステムから帳票として吐き出すような機能を持ったものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑はございますか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 それぞれの特別給付金の給付事業は、予定ではいつ頃給付されるのか、お尋ねします。

○委員長 執行部の答弁お願いいたします。

○福祉課長 まず、非課税世帯のほうでございますけれども、振込の開始を7月の下旬を予定しております。

○子ども未来課長 子ども未来課所管分のひとり親世帯ではない今回の給付につきましては、7月中旬の支給に向けて準備をしているところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑ありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、子育て世帯への給付事業について何点か伺いたいと思うんですけれども、まず生活困窮の世帯に対する給付事業が2本並んでいるわけですがけれども、住民税非課税世帯への10万円の給付とこちらの子育て世帯への給付の事業での重複とかというのはないのか。これは、どのようにすみ分けというんですか、事業としての振り分けとかあるのかどうなのか、まずその点を伺いたいと思うんですが。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 村田委員のご質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、それぞれの支給要件を満たせば、重複して給付金を受給することができます。福祉課所管分と子ども未来課所管分と対象がかぶっているわけですがけれども、あくまでも子ども未来課所管分につきましては子育て世帯という縛りがございます。なので、要件さえ満たせば、重ねて受給は可能でございます。

以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

そうすると、例えば先ほど私が夫婦と子ども2人の例で申し上げましたけれども、209万9,999円以下の世帯ですと、自動的に両方の給付事業において、これは自動計算の範疇の方になりますよね、つまり支給が行われるという理解でいいわけですね。

それで、さらに伺いたいんですけれども、先月で既にやられております子育て支援の特別給付金というのがありますけれども、第1回の補正で計上されている事業ですけれども、こちらとの関係ではどうなっているのか。重複があり得るのか、あるいは何か区分けがあるのか、この点お伺いします。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 先般の議案第39号 一般会計補正予算（第1回）における子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯は、ひとり親世帯でございまして、この対象として児童扶養手当受給者などということになっております。

今回の議案第40号の補正予算（第2回）、今ご審議いただいているものにつきましては、それを除いた子育て世帯分でございまして、こちらは令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯ということですので、二人親の方たちがこちらのほうは該当になってくるというところがございます、これにつきましては重ねての支給はございません。どちらか1つ、

ひとり親の方が二人親になるということはございませんので、これは重ならないということ
でございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。大丈夫ですかね。

そのほか質疑ございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 何点か、続けて質疑をさせていただきたいと思うんですけども、まずO
Aシステムの改修委託料ですけども、先ほど詳しいご説明いただいたところですけども、
もう1回、改めて聞いてしまうんですけども、これってその都度の改修でこれだけの費用
がかかるのか。

私、システムエンジニアとかでも何でもないので、全く素人考えの言い方をしますけれど
も、データというのはその都度新しいデータが入ってくる。システムというのは、そのデー
タは別として、そのデータをどう受け入れて、必要な情報のところをどう取り入れ加工して、
次の求める情報の塊に抽出したり、転換していくか、そこの仕組みの関数、ブラックボック
スをつくっているもの、それがシステムという、そんな理解の仕方をしているんですが、そ
うであるならば、例えば子育て世帯の給付金、初めてではないわけですし、そこの仕組みの
箱、新しい関数と言ったらいいんでしょうか、新しい転換の仕組み、システムがある程度で
きていて、それに何がしかの微修正を加えれば、こんな金額にならないのではないかと思っ
てしまうんですが、分かるように、なぜこんなにかかってしまうのかという点ですね、教え
ていただきたいんです。

続けて、もう1つ伺いますと、先ほどご説明の中で、特定何とかかんとか交付金事業に指
定されたので、他部署の情報、ここでいうと地方税情報と子ども未来課の情報とをひもつけ
をすることができるんですよというご説明だったんですが、なるほど、今そういう仕組みを
国のほうでと思うんですが、つくっているのかと思ったんですけども、そこで伺いたい
のは、もう1度正確に教えてください。特定何とか交付事業に指定するというのは、どう
いう制度、仕組みなのかということです。

それと、それがなくてもできることになっていると私は理解しているんですが、それ
は総務課所管の行田市の個人情報保護条例に基づいて、一定の手続をすればいいという理
解ですが、そういう労を取らずに、この事業指定されたから可能ということですけども、そ
このところをもう少しご説明をいただきたい。まず、この2点を。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、1点目ですけれども、OAシステム改修委託料でこの金額になるのは何でなのかというご質疑だったと承知しておるんですけれども、今回の要件というのがございまして、確かに前回は同様なものはやっておるんですが、日付も変わりました、対象者も変わっていく中で、いろいろな要件を確定させまして、それでシステムを改修いたします。

改修というとその作業だけで済みそうなイメージですけれども、実際はシステムエンジニアの方々が、それで本当に正しいデータが吐き出されているのかということを検証等を確実にやります、これで確かに大丈夫ということを確認した上で納品といいますか、それで改修が終わるといふ形になりまして、この給付業務が、例えばですけれども、児童手当の給付ですとか児童扶養手当の給付のように、もう法定でずっと決まっていて、同じ条件で同じようにやるということであれば、そういったシステムを1回組んで、ずっと使っていく形になるんですけれども、こういった給付を毎回同じようにできるようにするには、いわゆるカスタマイズという、お聞きになったことあると思うんですが、そういった作業になっていくということにして、少なくとも今回、あるいは前回はそうだったんですが、この特別給付につきましてはこのためだけに改修をしております、同日同対象の同条件のものであれば、同じデータは当然吐き出されるんですけれども、今回は令和4年度になりまして、また日付もちゃんと確認してとかというのを全部やっていきますと、今回計上させていただいたOAシステム改修委託料という積算、業者さんが基幹系のシステムを使っておりますので、その会社になりますので、その業者に確認したところ、この額ということで見積りが出てきましたので、その要求となっているところでございます。

続きまして、2点目ですが、今回、法的に定められたものが、もう1回申し上げます、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律で、これに基づいて、その中で特定公的給付の指定を受けると使っていいですよという形になるんですけれども、これが令和4年6月1日付で告示されまして、晴れて使っていいよということになりましたので、これで市の個人情報保護条例の下でどうこうということではなくて、こちらの法律に基づいて対応ができるようになったというところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 丁寧なご説明ありがとうございました。

告示されたものというのは、令和4年6月1日ということですね、分かりました。

最後の質疑になります。

子育て世帯のこの給付ですけれども、ひとり親世帯以外となりますと、気になるのがDV等で事実上分離している、そういうような家庭への確実な給付ですけれども、幾つか想定されるパターンといったものはあると思うんですよね、救済といいますか。それらはどんな形で行田市、もう既に何回かになるのか、行政実例的にも経験があると思うんですけれども、どんな形で今回も対応されることになるのか、具体的に少し例示をしていただいて、さらにはこういうふうにしっかきやっていますというものがあれば、そこの部分も加えてご説明をいただきたい。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

DVを理由に避難されている方につきましては、基本的に情報は、行田市の場合ですと男女共同参画のVIVAのほうで取り扱いますので、情報としてはそちらのほうに基本集約されていると認識しております。この対象の方々につきましては、住民票が市外にあらうと行田市に置いたままであらうと、現に住んでいるところ、行田にいらっしゃれば行田市が支給することになりますので、そういった方には支給しようとするわけですが、これは申請が必要になりますので、申請を出していただく。そのための周知はVIVAのほうで、そこに皆さん相談に行くわけなので、そちらで連携させていただいて、今、ひとり親の低所得の子育て世帯に対する給付金がありますよということで案内をしていただいて、こちらにつないでいただくということを考えておりますし、そのようにやってきたところでございます。

ですので、DV情報はかなり繊細な情報でございまして、広く一般には流通していない、市役所内でも流通しているわけではございませんので、それを基本として取り扱っているVIVAのほうと、こちらのほうはお願いして、周知の協力をしていただきたいということで対応しておりますし、これからも対応していこうと考えておりまして、これによって対応できると考えております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

そういう形でしっかきやっていたいただきたいんですが、くどいようで恐縮ではありますけれ

ども、既にV I V Aのほうにしっかりと相談をして、例えば市民課で住所を見られないようにしている、そういう制度もあると聞いています。そういうところまで進んでしまっている方については、確実にその住所ではなくて、現住所のところに行くように、V I V Aの職員からもこちらと連携を取れると思うんですけども、これはV I V Aのほうの問題になるかとは思いますが、相談が非常に繊細なところで、微妙な段階のところの方にもしっかり、こうした給付事業があって、ただし、給付先はこういう形ですよということを伝えてもらわないと、結果として必要な方に来なかったということになりかねないので、改めて子ども未来課のほうからのそこでの連携については、事業課としてもしっかりと連携を取っていただきたいと思います。これは要望という形になりますが。

○委員長 分かりました。

副委員長。

○副委員長 すみません、1点だけ。説明を聞いていて、こんがらがってくるんですけども、コロナ禍で急変した方は、もちろんデータ上はないわけで、先ほど村田委員のほうからの質疑の中にありましたけれども、DV関係の方もしくはコロナ禍で給付金を給付される方は、申請する方はその方という、二組と言ったらいいのか、二パターンというか、申請する方はその方だけですか、あとは自動的に出てきてしまうということですか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

公的年金を受給していることでこちらのデータに載ってこない方、公的年金を受給していますと所得があるということで、それまでの児童扶養手当ですとかそういった手当をもらっていない方というのが一定程度ございまして、そういった方は申し出ただかないとこちらで分からないということがございます。そういった方も対象となっております。

さらに、高校生のみのお世帯の方と公務員の方、要はこちらでデータを持っていない方というのがいらっしゃいます。制度上ですけども、データを持っていない方がいらっしゃいまして、そういった方には支給に手を挙げていただかないとということがございます。というのは、二人親世帯で、中学校を卒業してしまいますと児童手当はもうもらえなくなってしまう。ただ、今回、対象18歳までなので、二人親で低所得で高校生をお持ちの方とかというのは、こちらで把握していないものですから、それはお申出いただくとかということが出てきます。

すみません。公的年金につきましては、先ほどの第39号のほうのひとり親、児童扶養手当

受給者で公的年金をもらっていて、支給が止まってしまっている人は、こちらで把握できないので申し出ていただくんですが、すみません、今回の第40号と前回の第39号とごっちゃになってしましまして、大変失礼いたしました。

以上です。

○副委員長 そうすると、その方々はそれをもらえると知るというのは、もちろん自分の責任もあるので、自分でアンテナを張るといのは分かるんですけども、自分でアンテナを張っていかないと、なかなか申請までたどり着きづらいという部分もあるという判断でいいんでしょうか。

○委員長 お願いします。

○子ども未来課長 確かに、そういった懸念ございますので、周知のほうは努めていきたいということで、市ホームページですとか、いろいろな媒体を使って周知を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会が所管する部分について、全ての部署の質疑を終了いたしました。

暫時休憩させていただきます。

午前 10時 40分 休憩

午前 10時 49分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○委員長 初めに、上野課長より発言の申出がありますので、よろしくをお願いします。

○子ども未来課長 失礼いたします。

先ほどのご質疑の中で橋本委員のほうから、支給の時期についてご質疑いただいたんですが、私、お答えの中で「7月中旬」とお答えしてしまったんですが、「7月中」ということでして、時期的には若干後ずれして、後半のほうになってしまうかもしれないということで、訂正させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。中旬ではなくて7月中ということで、下旬になってしまうかもしれないというところで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第40号の討論、採決

○委員長 それでは、まず先ほど皆様で質疑いたしました議案第40号、こちらについての討論に入りたいと思います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。

次に、採決いたします。

議案第40号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第46号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉分所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますの、議案書の12ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費についてでございます。

右ページ、説明欄、◎児童福祉一般管理費、11節郵便料及び手数料は、子育て世帯配食支援事業の補助対象団体に対して発送する文書に係る郵便料と、補助金を交付する際の振込に係る振込手数料でございます。

次の18節子育て世帯配食支援事業補助金は、コロナ禍において物価が高騰する厳しい生活環境に直面し、子どもの食生活への不安や負担が増加している中、弁当や食材の配布により、子育て世帯を支援する取組に対しその費用を補助するものでございます。補助対象団体は、市内で子ども食堂を運営している団体や市内で営業している飲食店を想定しています。補助

金額は、食材費や消耗品費等の実施に要する経費から収入を差し引いた額を基本とし、上限は開催回数に2万円を乗じた金額でございまして、配布する弁当や食材の料金は無償または材料費の実費相当額以下の金額とし、公共施設や各飲食店などで配布していただくことを想定しております。

予算額としては、昨年度の事業実績、補助金交付団体が7団体であったことを踏まえ、10団体分、1回につき2万円、7月から2月までの8カ月間に月に1回程度の開催を見込みまして、10団体掛ける2万円掛ける8カ月で160万円となっております。

なお、当該補正額の財源は、全て国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

子ども未来課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第46号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

田中委員。

○4番 田中委員 質疑させていただきます。

今回、コロナ対応の交付金を使っていたいただき、子育て世帯配食支援事業補助金ということで賢明なご判断だなと思っております。

確認ですけれども、今、本事業が配食等をうたわれているわけですが、パントリー系の形式でも同じく補助金は出ると理解してよろしかったでしょうか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 田中委員のご質疑にお答えいたします。

委員お見込みのとおりでございまして、パントリー系、いわゆる食材の配布についても、今回対象とするものでございます。

以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

そういった形を広げていただけると、継続した事業を有効的に使っていただけるかと思っております。ありがとうございます。

これも要望になってしまうんですけれども、コロナでの困窮家庭に届くようにという本事

業だと思っんですが、ウィズコロナということで、急に家計が安定した状況になるとも見込めず、なかなか厳しい状況は引き続きだと思いますので、こういった事業が交付金を使わなくても継続的にできるような工夫というか、限られた予算ではあると思うのですが、その辺はいかがでしょうか、あえてお聞きしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 ご質疑にお答えいたします。

今、委員おっしゃられたようなことにつきましては、こちらでもいろいろ検討しておるんですけれども、今後の必要性も含めまして、総合的に検討はしていきたいと考えております。以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

○委員長 そのほか質疑はありますか。

梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 何点かお伺いさせていただきます。

まず、10団体を予定しているということですが、市として何というんでしょうか、サービスが市内全域をカバーできているのかというのを、まず1点お伺いいたします。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 市内全域かという意味では、どの程度を全域かと捉えるのがまた微妙なところはございますが、ある程度、若干中心に偏っているようなところはあるのかとは認識してございます。

以上でございます。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 毎回この事業については少し何か疑問があるんですが、公平に平等にその辺行き渡るようにしないと、民間団体のそこの地域のところだけカバーできてしまうということではなくて、市として何か全域でできるような仕組みにしていきたいと思っておりますが、その辺いかがですか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

子ども未来課所管の親子の食サポート、今回の配食事業ですけれども、こちらについては単独系としてはそこまで至っていないという部分は承知してございますが、市全体ということとございますと、福祉課なり社会福祉協議会でやっているフードパントリーとかというの

が一般的なのかと承知してございます。

以上でございます。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 今後になるかと思うんですが、市民全員というか、全域に行き渡るような公平な仕組みにしていいただければと思っております。

以上です。

○委員長 そのほか質疑はありますか。

副委員長。

○副委員長 すみません。田中委員さんの内容と少しかぶる部分があるかもしれませんが、令和3年度まで多分、子育て世帯配食支援事業というのは行田市が行っていたのかと思いきまして、令和4年度にはこの事業は多分廃止、上がってこないというか、やっていない状態だと思います、予算ばかりは。その理由というのは何でしょうか。

○委員長 お願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

令和3年度につきましても、配食サービスは補正予算のほうで上げさせていただきまして、本年度実施させていただきました。ちなみに、その前は、配食については特にこういった別建ての予算ということはございませんで、今もあるんですけれども、子ども食堂に対する補助金の枠組みの中で対応していたという経緯がございます。なので、令和3年度から今年もですけれども、2年度にわたって配食サービスのほうは臨時交付金を財源として実施するというところでございます。

以上でございます。

○副委員長 令和3年度も臨時交付金を利用してやっていると解釈します。多分これって、先ほど田中委員からも出ましたけれども、単年度の事業ではなくて、継続していくという部分が必要かなと。梁瀬委員からご指摘あったように、子ども未来課でやっているという部分もあるので、もちろん分かりますけれども、ある程度の範囲を広げて予算を広げていくというのにも必要かと思っております。

そうすると、大事なのは交付金を充てるのが悪いわけではなくて、交付金を充てることは結構ですけれども、これは継続事業で来年度、再来年度行えるのかというのが大事なところかと思っておりますので、もちろん今回の議案とは関係ありませんけれども、来年度に移行しての必要性をどう考えているのか、お答えいただければありがたいと思います。

○委員長 お願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

来年度以降のことにつきましても、いろいろ内部で検討はしてございますが、それにつきましては必要性も含めて、総合的に判断させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。ぜひ前向きに。

夏休みとか冬休みになると痩せる子がいるというのが現状で、給食もそうですけれども、ここに来られない子のほうがいっぱいいると思っています。ただ、その子を全部我々が拾うことは、探すことは大変難しいことだと思うんですけれども、門を開く場所をつくってあげるだけでも少しでも前に進むと思いますので、ぜひそのように、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 そのほか質疑はありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、何点かあるんですが、まとめて伺いたいと思います。

この事業、昨年、7団体に実施したということで3団体増やしたということのようですが、新たに3団体、ここです、ここですというのが分かるように、改めてこの10団体の団体名と所在地、大まかといいますか、佐間とか本丸とか、そのようで結構ですので所在地。それから、配食しているおおむねの人数とか、どういう規模でやっている団体なのか、教えてほしいのがまず1つ。

そちらのそれぞれの団体というのは、現在、まだコロナの影響で配食、配るほうが中心なのか、集まって場所の提供もやっているようなところもあるのか併せて、分かりましたらお教えてください。

2点目ですけれども、今回のこの事業の性格ですけれども、今回の補正は物価高騰対策の事業としての予算ではないと、そのように大枠での説明は総合政策部長からあったと思うんですけれども、これは各団体がやっているところで、物価対策としての性格づけなのか、そうではなくて、コロナ禍でのこうしたニーズが増えているということを踏まえての補正での補助金なのか、まず性格づけといいますか、基本的な考え方について、お教えてください。

3点目ですが、それに関わってですけれども、3団体増やしての事業補助ということですが、ニーズはどのように把握されているのか。ニーズというのは、1つはこうした配食なり、場の提供なり、食事の提供が必要な困っているお子さん、家庭をどのくらい、どう

把握されているのかということと、補助金を交付するそうした事業、活動をやってらっしゃる団体、その団体が困っているというそういうニーズ、2つのニーズについてお答えいただきたい。

最後ですけれども、先ほどこの事業の性格づけということでお尋ねしておりますけれども、2万円というのは去年と同じだったかという記憶ですけれども、そうしたときに、物価高騰の折、同じ2万円というのは、受ける団体からすると、特に昨年度も補助金を頂いた団体からすると、厳しいというのがあるのではないかと思われるんですが、そこら辺、僅か2万円の妥当性といいますか、この辺の考え方について教えてください。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、1点目の実績ということでお答えしたいと思っておりますけれども、具体的にということでしたので、昨年度の補助金交付の実績を基に、運営の主体の名前と所在地、配食数の順にお答えさせていただければと思います。

人数ですけれども、数字は実はこちら持ってはいないんですが、弁当をお配りするのは人数分配しているような状況であるという認識でおりますので、その点、ご了承いただければと思います。

まず、配食事業における2つのカテゴリーがありまして、子ども食堂をやってらっしゃる団体と飲食店をやってらっしゃる団体のカテゴリーがあるんですけれども、そのうちのまず子ども食堂部分についてですが、順に申し上げます。

NPO法人わわわ工房、こちらは忍地区でございます。年間で320食です。次に、地域交流館（サロン柿の木）、こちらは太田地区でございます、78食でございます。次に、にじいろさくら、こちらは長野地区でございます、190食です。次に、コミュニティサロンクリスタルマユ、こちら忍地区でございます116食、以上が子ども食堂分でございます。

すみません。大変紛らわしくて申し訳なかったんですけれども、子ども食堂の実績が今の実績でございます、配食のほうはこれからまた申し上げたいんですけれども、先ほど申し上げたのは、あくまでも子ども食堂の補助、いわゆる居場所づくり補助金の部分でございます、次の子育て世帯配食事業の部分につきましては、子ども食堂が3団体と飲食店が4団体ございまして、合計7団体という実績ですが、こちらにつきましては、まず子ども食堂分でございますが、NPO法人わわわ工房、こちらは活動については、忍・行田公民館やVIVAのほうで行われているところでございまして、弁当、食材それぞれ890食ずつございま

す。次に、地域交流館（サロン柿の木）、こちら太田地区で、弁当が263食です。行田協立診療所、こちらはフードパントリーオシノ食堂という名前で実施されているところですが、こちら忍地区で、弁当は369食、食材が666食でございます。次に、飲食店の4団体ですけれども、フレンズサニー、こちらはキッチンカーでやっておりまして、主にVIVAで実施されたというところですが、こちらが140食。次に、PAZZO-DI-PIZZA GYODA、こちらは佐間地区でして、180食。次に、行田ゼリーフライ本舗たかお、忍地区で130食。次に、味鮮厨房いっぽ、行田地区で976食という実績でございます。こちらが配食事業、今回上げさせていただいたものの去年の実績、3足す4の7団体ということになってございます。

次に、2点目ですけれども、こちらの今回の配食事業の位置づけですけれども、これはあくまでも物価高騰により厳しい生活環境にあるということを確認したことから、予算計上させていただいたというところでございます。

次に、3点目で、ニーズの把握についてということでもございましたけれども、昨年度事業を実施した団体と直接、補助金の交付の申請のときとかやり取りがございまして、そういった中で、令和4年度につきましても、子育て世帯に対する食材や弁当の配布による支援についてどうでしょうかということ、ご相談は受けていたところでもございまして、コロナ禍での食料支援に対して一定のニーズはあるものと認識したところでもございます。

次に、最後4点目ですが、1回で2万円という額の妥当性ということだったんですけれども、昨年度の実績ですが、予算は160万円同額だったんですけれども、補助金の交付金額が110万9,000円でもございました。執行率は69.3%ということになってございまして、総体として補助金の予算枠としては若干ゆとりを持った予算要求をさせていただいておりますので、こちらで十分足りるのではないかと認識してございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点、まだ未定ならばそういう答弁で結構ですけれども、昨年度7団体、教えていただきました。今年度、10団体分の予算を積算しているわけですけれども、3団体については見込みといいますか、候補みたいなのはあるのか、その辺の様子をお教えてください。

○委員長 答弁をお願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

実は、補助金を交付した団体は7団体ですが、1回補助金の申請は来たんですが、結果として、その団体が集める寄附金とかで賄えてしまって、補助金を出す必要がなかったという団体が1団体ございます。フードパントリーのような事業をやっているんですけども、こちら承知したのでお声がけしたんですが、実際補助金は使わなかったという団体も1団体、別にございまして、7足す1足す1の9団体はこちらも常に承知しているところでして、また新規にもしかしたら手を挙げていただけたところもあるのではないかとこのところ10団体を見込ませていただいたところがございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会付託分について質疑を終了いたします。

△議案第46号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申し出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第46号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。当委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせにつきましては、最終日、29日の午前8時45分から第2委

員会室で行いますので、委員各位は時間までにご参集願います。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れさまでした。

午前 11時 15分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 野 本 翔 平